

令和6年

第1回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 4日間
自 令和6年3月12日
至 令和6年3月15日

月 日	曜日	会議、休会、その他
3月12日	火	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、施政方針説明、 一般質問)
3月13日	水	本会議(議案審議)
3月14日	木	休会(予算説明)
3月15日	金	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和6年第1回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第3号	令和5年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)	令和6年3月13日	原案可決
議案第4号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第5号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第6号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第7号	令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第8号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第4号)	〃	原案可決
議案第9号	令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第10号	令和6年度伊是名村一般会計予算	令和6年3月15日	原案可決
議案第11号	令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算	〃	原案可決
議案第12号	令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算	〃	原案可決
議案第13号	令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算	〃	原案可決
議案第14号	令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算	〃	原案可決
議案第15号	令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第16号	令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第17号	令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算	〃	原案可決

議案 第18号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和6年 3月13日	原案可決
議案 第19号	伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第20号	伊是名村税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第21号	伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第22号	伊是名村森林環境譲与税基金条例	〃	原案可決
議案 第23号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第24号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第25号	指定管理者の指定について(定住促進住宅内花2号棟)	〃	原案可決
議案 第26号	工事請負契約の変更について(定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))	〃	原案可決
議案 第27号	工事請負契約の変更について(消防団活動拠点施設建築工事)	〃	原案可決
議案 第28号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	〃	原案可決
議案 第29号	伊是名辺地総合整備計画の変更について	〃	原案可決
議案 第30号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について	〃	原案可決
発議 第1号	伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	令和6年 3月15日	原案可決
同意 第1号	教育長の任命について	〃	同意

同 第 2 号 意	教育委員会委員の任命について	令和 6 年 3 月 1 5 日	同 意
諮 第 1 号 問	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	答 申

令和6年第1回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和6年3月12日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年3月12日	10時00分	議長 潮平そのみ
	散会	令和6年3月12日	16時04分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

5番	東江源也	6番	上原長良
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和6年3月12日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
施政方針説明
議員派遣の件
一般質問

令和6年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和6年3月12日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針説明
6		議員派遣の件
7		一般質問

令和6年第1回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
東江 清和	1. 永代供養施設の整備について 2. 民俗資料館の展示物サバニ漁船について 3. 場外離着陸場内のスタンドベンチ等について	村 長
伊禮 正徳	1. 第二次再犯防止推進計画の対応について 2. 屋ノ下原スポーツアイランド構想について 3. 公営パークゴルフ場の整備を	村 長
高良 真伊	1. 教育行政について 2. 行財政運営について 3. 村営住宅について 4. 交流人口の増大を考える	教育長 村 長
伊禮 正隆	1. 行政懇談会の再開について 2. 消防・救急体制の強化について	村 長

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和6年第1回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番東
江源也議員、及び6番上原長良議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日3月12日から15日までの4日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月12日から15日ま
での4日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりで
あります。

日程第3

諸般の報告を行います。

12月9日（土曜日）第29回伊是名村生涯学習発表会がありました。

12月12日、第4回定例会招集、12月12日から13日の2日間とし
ました。

休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

議長（潮平そのみ）

再開します。

12月23日、新庁舎落成式・祝賀会が行われ、議員共々出席し、新庁舎の落成をお祝いするとともに、議会を代表し、祝辞を述べました。

12月25日（月曜日）、伊是名小学校校舎新築落成式典が行われ、議員共々出席し、議会を代表し、祝辞を述べました。

令和6年1月1日（月曜日）、伊是名村「二十歳の祝い」が産業支援センターで行われ、議員共々出席し、新成人を激励しました。

1月5日（金曜日）、消防団出初め式が役場広場前で行われ、全議員で出席し、議会を代表して祝辞を述べ、団員を激励しました。

1月11日（木曜日）、産業支援センターにおいて伊是名村新春の集いが開催され、全議員で出席し、乾杯の音頭を行いました。

1月12日（金曜日）、伊平屋村にて伊平屋村新春の集いが開催され、全議員で参加しました。

1月26日（金曜日）、国指定重要文化財銘苅家において文化財防火訓練があり、参加しました。

2月5日（月曜日）、2月5日から7日まで二泊三日の日程で総務及び経済建設常任委員会合同で、久米島町（納骨堂）、浦添市（施設型共同墓）の視察を行ってきました。

なお、報告書を配付していますので、後程お目通し下さい。

2月19日（月曜日）、令和6年第1回臨時会が招集され、変更契約案件2件の審議を行いました。

2月27日、沖縄県町村議会議長会第53回定期総会が開催され、局長と参加しました。

2月28日（水曜日）、離島振興市町村議会議長会第15回定期総会が自治会館で開催され、参加しました。

また、総会終了後の離島議会議員及び職員研修会が開催され、議員及び事務局職員で参加しました。

研修会では、新たな離島振興計画についてと題して講話がありました。

2月29日（木曜日）、パシフィックホテル沖縄にて、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会に参加し、令和5年度市町村予算と行政運営の課題に

ついでと、沖縄農業の課題と解決提案と題しての研修を行いました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和5年11月分から令和6年1月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています。

また、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年度定期監査の結果報告書が提出されており、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があり、これを許します。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

改めまして、おはようございます。令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、全議員お揃いで開会できましたことを心より感謝申し上げます。

本定例会には、令和5年度補正予算、そして令和6年度当初予算、そして条例、その他計28件の他に会期中に追加案件の提案を予定しております。4日間のハードな日程スケジュールになっておりますが、慎重なるご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年第1回定例会にあたりまして行政報告、令和5年12月1日から令和6年2月29日までの行政報告は、お手元に配付のとおりでございますので、大変申し訳ございませんが、後程お目通しいたきますよう、よろしくお願いいたしまして、行政報告といたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで行政報告を終わります。

日程第5

施政方針説明について、令和6年度予算の審議に先立ち、施政方針の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、令和6年度施政方針をご説明いたします。

令和6年度 施政方針

I はじめに

本日ここに、令和6年第1回伊是名村議会定例会の開会に当たり、令和6年度の村政運営に対する基本的な考えを申し上げ、議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

就任2年目を迎え、これまで実施している諸事業を継続しながら村民との公約である施策の実現に向け全力で取り組んで参ります。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、経済活動及び各種イベントが規制無く再開され、人流がコロナ禍前に戻りつつある中、8月に発生した台風6号の停滞と迷走による影響で、長期にわたる停電、更に停電による伊是名浄水場の海水取水・海水淡水化施設の機械の停止で断水が起こり、村民生活に大きな不安を与えました。そのようなことが、二度と起こらないよう関係機関と調整を行ったところでありますが、非常用発電機設備の整備については厳しいものの3日分の貯水タンクの整備を令和6年度早々に着手するとのことであります。

年明けの令和6年1月1日の能登半島地震による、家屋等の倒壊及び津波被災があり多くの尊い命が失われ、沢山の方々が被害を受け、未だ避難所生活を強いられている状況にあり、早めの復興・復旧を願うものであります。

又、1月2日午後6時頃、羽田空港で新千歳空港出発の日本航空516便が、着陸した直後に被災地への物資を輸送するため、滑走路に待機していた海上保安庁の航空機と衝突事故を起こし、海上保安庁職員5名が死亡し、乗客14名が怪我をしました。亡くなった方々のご冥福をお祈り申し上げます。

本村は、人口減少による労働者不足の問題、担い手不足等様々な課題が山積しています。そのため、少子化対策や移住、定住促進対策を進めつつ、若年層の働く場所の整備、子育てをしながら安心して働ける島づくりを進め、若者の結婚を奨励するとともに、定住促進による人口増加につなげるため、昨年同様結婚祝い金の支給及び出産祝い金の支給を本年度も実施して参ります。

昨年9月に村役場新庁舎が落成し、10月から新庁舎での業務がスタート致しました。新庁舎は村民へ行政サービスを提供するだけでなく、災害等が発生した際には防災拠点として、村民の安全・安心を守る重要な施設であります。

また、村民と行政の交流の拠点にもなることから、機能的で利用しやすく、村民

から親しまれる庁舎を目指すとともに新庁舎の落成を契機に、職員一同より一丸となって、質の高い行政サービスの向上につとめて参りますので、議員各位及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和6年度の主要施策についてご説明申し上げます。

II 令和6年度主要施策

1. 教育・文化・生涯学習の振興について

離島の不利的な条件を克服するとともに離島の良さを活かしながら、「人材をもって資源となす」を理念として、村内外で活躍する人材の育成を図るための幼児教育並びに学校教育の充実、村民の生涯に渡る学び・スポーツの充実を図るとともに、文化財の適正な管理・保全及び地域学習、観光資源としての効果的な活用を図って参ります。

(1) 学校教育の充実

学校教育において、児童・生徒一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となれるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、「生きる力」を育むことをねらいとして、学校教育活動全体を展開させることが重要であります。本村では、幼・小・中、家庭・地域、行政の緊密な連携による「伊是名方式教育」を実施し、児童・生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、児童・生徒一人ひとりへ配布済みのタブレット端末の有効活用を図り、教育DXの実現に向けて取り組んで参ります。

幼稚園教育については、学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、幼児教育において育みたい5領域のねらいや幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を考慮した指導・支援に取り組んで参ります。また、預かり保育の実施並びに令和5年度に策定した「伊是名村幼保連携型総合施設基本計画」に基づき、認定こども園開設に向けての諸条件・課題の検討、経営体制、運営方法等の調査研究に引き続き取り組んで参ります。また、施設の老朽化が著しい「伊是名村立学校給食センター」について、令和5年度に耐力度調査を実施し、その結果を踏まえ施設整備に向けた諸条件・課題等の検討に取り組んで参ります。

(2) 生涯学習（社会教育・社会体育）の推進

生涯学習は、自分自身の生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためにも社会のためにも大切なものであり、村民に学習活動の機会を提供することは、重要なことと考えます。村民一人ひとりの生涯学習を支援するための環境の整備並びに生涯にわたって健康で心豊かな生活を送るためのスポーツ活動・レクリエーション活動の普及・発展を図り、地域活性化に向けて取り組んで参ります。また、コロナ化で様々な行事や事業の開催が制限されていましたが、昨年度から様々な行事や事業が開催され、日常生活を取り戻しつつあります。今年度も「職域ナイターソフトボール大会」等の各種事業の実施並びに各種講座及び「フラダンス教室」や「大正琴教室」の開催に取り組んで参ります。

(3) 教育費の保護者負担軽減

保護者の負担軽減の観点から幼稚園保育料及び預かり保育料の無償化、幼児・児童・生徒の給食費無償化、小、中学生の修学旅行費用の一部助成、小、中学校児童・生徒を対象とした無償学習塾の継続、高校生を対象とした修学支援、児童・生徒の島外での教育活動及び各種検定料の一部助成を引き続き実施して参ります。

(4) 育英事業の充実

育英事業は、向学心に富み、優れた素質を有する学生、生徒が経済的な理由により、安心して勉学に励むことができない場合に支援し、将来有為な人材の育成を図るうえで重要な事業であり、事業の更なる充実に努め、給付及び貸与の両制度を引き続き実施して参ります。

(5) 文化財の保護・活用

村内には、国、県、村指定文化財及び国登録文化財が合わせて44件あり、関係する法令及び条例等により適正に管理・保全されています。これら文化財の活用は、観光資源や地域学習に資するとの認識から、文化財の活用に期待される効果や役割が拡大しているところであり、更なる事業展開が望まれています。今年度においては、銘苅家の旧蔵品修復事業を継続して実施して参ります。また、村指定文化財の新規指定に向けての調査研究、県指定史跡「伊是名城跡」の国指定格上げに向けた発掘調査成果物の資料整理等に取り組んで参ります。

2. 自然環境衛生対策について

(1) 自然環境の保全

本村の豊かな自然環境を適正に維持管理しながら、生活環境の向上に向けた取り組みを推進するため、各集落と連携して集落内の美化作業などを行い良好な集落景観の維持保全を図り、重要な観光資源として活用に努めて参ります。

(2) 環境対策の推進

我が国の経済は、大量生産、大量消費により目覚ましい発展を遂げてきました。しかし、一方では、大量に排出される廃棄物が生活や自然環境に悪影響を与え、大きな社会問題となってきました。このような背景の中、廃棄物の減量と資源を有効的に活用するための法律、容器包装リサイクル法、家電や自動車、建築等のリサイクルに関する法律、プラスチック資源循環促進法が整備され、海洋汚染や地球温暖化への対策が各自治体に求められています。

このようなことから、本村においても、地球温暖化対策に深い関わりを持つ廃棄物処理については、関係法令やSDGs等を基軸に、地域循環型社会の構築に向け、村民の理解を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

本村のごみ処理施設は、平成24年に運用を開始し11年が経過しておりますが、経年劣化による維持補修が課題となっており、今年度より焼却炉の基幹改造事業を行い施設の延命化を図りながら沖縄県の島しょ型資源循環社会構築事業をモデル事業として取り入れ、容器包装プラスチックのリサイクル事業に取り組んで参ります。

(3) 墓地対策について

本村の墓地形態は、門中墓、個人墓を中心に建立されていますが、近年、少子高齢化によるお墓の継承者がいないなど、不安を抱いている方も少なくなく、今後、無縁墓の増加が懸念されています。人生の終焉に不安を抱くことなく、安心して暮らせる環境づくりのため、村民及び郷友の皆様から要望のある永代供養施設として納骨堂の整備に取り組んで参りますとともに墓地団地の整備については、昨年度に諸見区で合意された地域に整備できるよう事業化を推進して参ります。

3. 村民福祉について

村の福祉につきましては、地域に住むすべての人が幸せな生活を送ることができるよう、地域福祉計画を柱とし、住民が主体となるよう地域に住む全ての人の健康

と安心安全を築くため、共に支え合う仕組みづくりに取り組んで参ります。

村が抱える課題の一つに少子高齢・人口減少という大きな問題があり、我が村全体の経済・社会存続の危機を乗り越えるため、地域住民が「支え手」「受け手」となり、人と資源が世代を超えて丸ごと繋がる体制づくりを引き続き進めて参ります。

(1) 高齢者福祉の充実

本村の高齢者につきましては、団塊の世代が後期高齢を迎える時期にはさらに高齢者の増加が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステム構築に向け、高齢者の自立支援や介護予防・重症化防止を目的とした地域支援事業を引き続き推進します。更に高齢者の居場所づくり体制を整え、社会参加を目指し、フレイル予防事業に取り組んで参ります。

また、日常生活の中では、「生活サポート」、「配食サービス」、「移送サービス」、「電動三輪車等購入補助事業」を支援して参りますとともに保険者機能強化推進事業を活用し、住民が主体となった自主サークル活動に必要な環境を整備し、「地域食堂」や「100歳体操」、「三世代交流グラウンドゴルフ」などを通して人が交わる場の構築及び独居老人等（ケートゥナイ）高齢者を見守る体制を整え、医療と介護、保健事業と福祉の充実を図って参ります。

また、高齢者の認知症の早期発見や家族の相談支援を行うとともに、支える体制づくりに取り組んで参ります。

(2) 障がい者（児）福祉の充実

障がい者の福祉につきましては、地域において安心して必要なとき適切な支援と自立に向けて社会参加できるよう、障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じて体験できる場の整備と就労支援、緊急時の一時保護できるよう環境を整えて参ります。

精神に障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築と地域生活拠点の整備を目指して参ります。

また、発達の気になる子の支援についても相談や適切な療育指導の充実を図り、家族が安心して暮らせるよう体制を構築し、支援して参ります。

(3) 子育て支援の充実

子育て支援については、核家族化が進み地域とのつながりが希薄となる中で、孤

独感や不安感を抱く妊婦、子育て等に対し、全ての家庭に安心して出産、子育てができるよう、そして子ども達が生まれ育った環境に左右されないよう伴走型相談支援を推進し、子育て世代支援センターと子ども家庭総合拠点の有していた機能を引き続き生かしながら、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく対応することを目指します。

子ども達が安心して過ごすことのできる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を行い、居場所を必要とする子どもに関して学校等の関係機関との情報共有や、子どもの就学援助等支援に努めて参ります。

保育サービスの提供につきましては、3歳児以上の保育料無償化、副食費の無償化を継続するとともに、安全安心な保育環境を確保し、保育人材の確保と研修の充実、保育士の働きやすい環境づくりに取り組んで参ります。

(4) 保健・医療の充実について

医療の充実については、妊婦健診検査料、渡航費等を助成し、安心して出産ができる環境と母子の健康を支援できる体制を整え、取り組んで参ります。

子ども医療費につきましては、引き続き高校卒業までの通院、入院の費用を助成し、子育て世代の経済的負担軽減を図って参ります。

健康増進につきましては、村民が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう健康フェアや運動教室等を開催し、健康に対する意識付け動機付けを図り、村民の健康増進に取り組んで参ります。

生活習慣病対策につきましては、特定健診受診率向上を図るとともに、保健指導体制を整え、健診結果に基づき生活習慣病のリスクの高い住民に対しては、保健指導や早期受診勧奨、食生活改善に向けた栄養指導、予防対策に努めて参ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を中心に、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を連携し、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するなど、健康課題等を一体化した保健事業に取り組んで参ります。

4. 消防・防災体制について

いつでも、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、今後の防災体制を強化していく必要があります。特

に各集落における体制は、住民の高齢化の進展や連帯意識の希薄化により、災害時での対応力の低下が懸念されています。防災体制の強化を図るには公的な取組だけでなく、住民一人ひとりの災害に対する意識を高めるための取組や住民同士で助け合う体制づくりに努めて参ります。

住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要があるため、住民の適切な避難行動を促すために、全国各地における事例やその特徴を整理し、参考にできる形で周知して参ります。

また、沖縄県内の港湾所在市町村、港湾管理者及び沖縄総合事務局が連携して実施する地域の活性化及び防災機能の強化、港湾のリソースを活用した被災地支援等に関する各種取組みの推進などを目的に、令和5年度に設置された沖縄県「命のみなとネットワーク」推進協議会に積極的に参画し、災害が長期化した場合における孤立化を防止するため、緊急物資や救援部隊、被災者等の海上輸送などの防災訓練を定期的に行うことができるよう各関係機関と連携しながら進めて参りたいと考えています。

県においても令和6年度沖縄県総合防災訓練を北部圏域で行われる予定となっており、物資輸送訓練も計画されていることから、輸送手順やマニュアル化など、輸送物量を踏まえた訓練時行動の確認と体制の整備を参考にしながら本村の避難計画に反映させて行きます。

村においては、災害時等における緊急出動体制の環境を整備するため消防団の活動拠点となる消防団活動拠点施設建設とデジタル防災行政無線システムの機能強化に取り組んでおり、今後ますます消防体制の強化が図られるものと確信しております。

5. 生活環境の充実について

(1) 道路交通の整備

村内の各種道路は、村全域を網羅し、人流や物流の円滑化を図り、生産活動や交流活動、観光振興等を促進してきました。道路は村民生活の礎となる重要な社会資本でありますので、村勢発展のためにも、適正な維持管理及び整備等について計画的に取り組んで参ります。

本年度は、村道南風原線、チヂン線、上仲田線、潮平間線の整備を継続的に行い、村民福祉の向上に努めて参ります。

また、令和5年度に村道南風原線無電柱化整備事業が北部振興事業（公共）で新規事業採択され実施設計に取り組んでいます。令和6年度からは、計画的に工事に着手し、道路景観の形成、防災面で寄与するものと期待しております。

（2）伊平屋・伊是名架橋の早期実現について

伊平屋・伊是名架橋建設については、県において土質調査、環境面の調査に取り組み、環境保全等の更なる調査研究が必要とのことであります。早期実現には、両村民が一体となってその機運を高めることは勿論ですが、活動が停滞しておりました架橋建設促進協議会を再開し、諸活動に取り組んで参ります。

（3）船舶運航事業について

我が国には、人が住んでいる離島が300余りあり、約130万人の人々が生活していると言われております。離島航路は、このような離島で暮らす人々の生活を支える最も重要なインフラであり、地域振興や教育、福祉の向上に寄与するためにも、安定的・持続的な運航を確保する必要があります。本村においても、島と沖縄本島を結ぶ唯一の海上交通機関としてフェリーいぜな尚円が運航しており、円滑な人流・物流により、村内のあらゆる生産・交流活動を促進し、村の活性化に貢献しております。

しかしながら、人口減少に伴う村民利用者の慢性的な減少やコロナの影響による入域観光客の下げ止まりは未だ続いており、本村船舶運航事業は依然として厳しい状況が続いております。

村民生活を守り、向上していくためにも、船舶運航事業の継続的な安定化を図る必要があります。離島振興法、離島航路整備法に基づく国や県の支援を受けつつ、経営の効率化や入域者の増加に向けた取組を関係機関と連携しながら推進していきます。

（4）地域公共交通について

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや活力ある地域の振興を図るうえで「移動」は欠かせないものであります。しかしながら、近年の人口減少などにより「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」ということが難しくなっている状況にあり、改善に向け北部圏域の自治体と各事業

者等を中心となり協議を重ねているところであります。多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっています。

本村においても、運転のできない高齢者や障害者などの交通弱者が、居住地と各施設を結ぶための交通手段の確保は重要な課題であり、持続可能な交通体系の確立が不可欠であります。今年度も交通弱者対策として、免許を返納される高齢者等を対象とした電動カート購入補助事業を今年度も引き続き実施して利便性を図って参ります。

(5) 上下水道の整備について

①簡易水道事業の整備

沖縄県水道事業広域化に伴い、本村においても令和4年度から県企業局による水道用水供給事業がスタートしました。このことにより長年の課題であった硬度問題が解決され、村民生活の向上、各種事業活動の円滑化が図られています。

村民生活に直結する水の管理は、非常に重要であり耐久性のある新たな管路敷設を推進し、早急に全集落がより安心でより快適な生活が営めるよう整備に取り組んで参ります。

また、簡易水道事業は、本年度から公営企業法の適応を受け、これまでの官庁会計方式から複式簿記会計方式へ会計制度を移行することから、適切な運用に努めて参ります。

②農業集落排水事業の整備

本村の農業集落排水施設は、ほとんどの設備において耐用年数が経過し、老朽化に伴う劣化が顕著に現れ、維持管理費の節減対策及び計画的な補修・改築の施設更新整備が必要となっています。そのような中、伊是名地区と勢理客地区の施設を整理統合した「伊是名西部地区」の更新整備が令和3年度に完了しました。今後は、環境負荷の低減並びに生活環境の改善が図られることとなります。

次に、新たな地区として仲田区、諸見区、内花区を対象に伊是名東部地区として、建設予定地の検討を含め整理統合について集落説明会を通しての合意形成を図って参りました。このことについては、内花区内（伊是名島北東側河岸付近）に統合施設を整備するという事で3集落の合意が得られました。今後は、令和6年度に

「維持管理適正化計画」の策定後、令和7年度に事業化する予定で進めて参ります。

6. 産業の振興について

本村は、年間を通じた温暖な気候、珊瑚礁に囲まれた美しい海をはじめとする豊かな自然環境と風光明媚な景観を有しており、これら本村独特の景観を保全しながら、地域特性を活かした産業振興を展開して参ります。そのためには基幹産業である第1次産業の農・漁業の振興が必要不可欠であります。

農・漁業については、機械化の推進により一定の成果が見られますが、今後は、第1次産業の担い手育成に傾注し、ソフト面の充実を図りつつ他品目の栽培を検討して参ります。

基幹産業である農・漁業の発展があつてこそ商工業及び観光産業の振興に繋がると考えておりますので、時勢の潮流に対応した産業振興の諸施策を推進して参ります。

また、内花区地域活動拠点活性化施設整備事業については、令和4年度に北部連携促進特別振興事業で採択され調査設計を実施、令和5年度においては建設工事に着手しており、今年夏頃の完成に向けて引き続き事業を推進して参ります。

また、農業基盤整備事業（千原北地区）について、令和6年度から工事着手できることから円滑な事業実施ができるよう関係機関と引き続き調整を図って参ります。

(1) 農林水産業について

① 農業の振興

令和5年6年期のさとうきび生産は、台風6号の影響により多大な被害を受け、今期生産見込みは19,492トンと4年連続の2万トン越えはなりませんでしたが、ここまで回復したのは、生産農家及び関係機関の努力の賜だと心から敬意を表するものでございます。

また、水稻においては、食用としての1期作に加え加工用の2期米も継続して作付となりました。両作とも順調に生育し、1期作において187トン、2期作においては植付面積が前年より約6.7ha増え、80トンの収量で前年比約180%増となり、生産農家の所得向上が図れたと考えております。本年度においても2期作を継続する予定であります。これまで沖縄振興特別推進交付金や各種事業を活用し

た「完熟堆肥」や「緑肥」等の助成事業により一定の効果が発現しているものと考えられますが、近年の物価高騰等により農業を取り巻く環境は以前厳しい状況であり、農業振興のため今年度も引き続き、病虫害防除、肥培管理等の基本的な栽培技術の普及や土作り支援事業、農地の地力強化推進事業にて農業振興施策を実施して参ります。

なお、農業の担い手不足も深刻であり、新規就農者の確保を目的に新規畑人（しんきはるさ一）事業を活用し、継続して担い手の確保を図って参ります。

今後の本村における園芸振興を図るため、生産農家やJAと連携し、「地域営農ビジョン」を策定し、品目の選定並びに品質及び安定供給体制の構築を模索して園芸農家の育成を目指して参りたいと思います。

②畜産業の振興

村における畜産業の振興を図るため、令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、優良繁殖雌牛導入促進事業による繁殖雌牛購入費用の一部助成を実施して参りました。今後も畜産農家の経営基盤の強化を図り、意欲ある生産者が継続的に取り組めるよう村単独事業として支援して参ります。

③水産業の振興

本村は周囲を海に囲まれ、恵まれた漁業環境にあります。中でも、基幹漁業であるモズク養殖は、県下でも有数の産地として知られています。特に「モズク」の拠点産地として認定されたことは、今後の本村水産業の振興発展に大きく寄与するものと確信するところであります。また、アーサや海ぶどうの拠点産地形成に向けて引き続き漁協と連携を図り支援して参ります。

また、モズク加工場は、施設の老朽化が進んでいるため、再整備の必要性があることから、漁業協同組合と連携し、加工場の再整備に向け取り組んで参ります。

一方、漁業協同組合については更なる経営安定に向け取り組んで頂きたいと思えます。また、引き続き「浜の活力再生プラン」の更新に向けて連携を図りながら支援していきます。

漁場の環境生態系の維持・回復については、オニヒトデ駆除やサンゴ礁の保全活動など多面的機能発揮に資する地域活動の支援に取り組んで参ります。

水産物供給の円滑化については、勢理客漁港に定期船の補完バースを整備し、就

航率、運航の円滑化・効率化を図ると共に、モズクの網干し場を確保し水産業の振興を図って参ります。また、伊是名漁港「勢理客地区」において、高潮被害対策として海岸整備事業を令和6年度から整備して参ります。また、伊是名漁港「伊是名地区」、「勢理客地区」の漁港機能保全化においても併せて整備して参ります。

(2) 商工・観光業について

①商工業の振興

商工業の振興は、村経済の発展を図る上において、欠かすこのできない産業分野です。農・漁業の生産拡大、雇用創出、観光業の発展等、様々な分野へ波及し、各分野の成長を促しています。

このようなことから、本村では、商工会と連携しながら、村内商工業者の持続的な経営安定、経営基盤の強化、新商品開発等に取り組んでおり、令和4年度～5年度にかけて実施しました伴走型事業では、4品の特産品を開発しました。また、かねてから要望がありました事業者の販路拡大支援につきましては、離島フェア等の島外イベントに係る経費の一部を助成し、販路拡大に取り組みやすい体制を整備しました。しかしながら、物価高騰や人口減少等、村内商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

今後は、これら状況を踏まえて、商工会との連携を一層強化しながら、村内商工業者の経営安定化に取り組んでいきたいと考えております。

②観光産業の振興

村内の観光関連事業者は、長引いたコロナ禍の影響により大きな打撃を受けました。特に、渡航自粛による教育旅行、いわゆる民泊事業への影響が大きく、ピーク時、8,000人を超えていた修学旅行生は、受入れ校ゼロの状態となり、コロナ禍が明けた現在においても、令和4年度4校、283人、令和5年度11校1,450人と、ピーク時の約17%までしか回復しておりません。加えて、民泊家庭の減少が更なる拍車となり、民泊事業そのものが縮小化に繋がっております。こうした中、観光協会では落ち込んだ民泊事業の早期回復を図るため、伊平屋村との民泊共同受け入れ、分宿事業をスタートしました。村としましても、民泊事業の完全回復に向け、民泊家庭の掘り起こしなどを通して、観光協会を支援していきたいと考えております。

さて、コロナ禍が明け、沖縄観光も緩やかに回復していく中、沖縄県をはじめとする県内数市町村においては、観光振興財源の確保を目的とする宿泊税導入に向けた動きが活発になってきております。本村としましても、このような県や各市町村の動きを注視しながら、村が主体的かつ機動的に活用できる観光振興財源の確保に努めながら、観光立村としてふさわしい地域づくりを力強く推進していきます。更に、やんばるの森の世界遺産登録、デーマパークジャングリア計画、本部港における国際旅客船拠点形成計画等、今後、沖縄本島北部地域の観光需要は急激に増加していきます。本村としましても、このことを的確にとらえて、観光消費による村経済の持続的な成長を実現するため、村内の受け入れ体制の整備、北部地域観光DMOの設立等について、村内外の関係機関と連携しながら各種取り組みを継続して行って参ります。

7. 定住環境について

(1) 地域コミュニティの充実

本村は5つの集落から成り立っており、集落では豊かなコミュニティが形成されています。しかしながら近年の人口減少は、地域コミュニティの維持や村内各産業の担い手不足に深刻な影響を及ぼしていると認識しており、人口減少は、村勢に大きな影響を与え、その対策は長期的かつ最重要課題となっています。

誰もが住みたい、住み続けたいと思える村づくりを実現し、人口減少に歯止めをかける取り組みの一つとして、定住促進住宅の整備を集落ごとに計画的に取り組んでおり、本年度、伊是名区に建築を予定し、同時に諸見区の用地決定を踏まえた設計を行い、村内の住宅事情の改善と定住環境の充実に努めて参ります。

また、多世代交流拠点である臨海ふれあい公園体育館について、令和6年には改修工事に着手する計画であり、安全で快適な交流の場の形成、定住環境の充実、地域活性化を図って参ります。

また、地域交流により活気を取り戻していけるようコミュニティ活動備品等の整備を引き続き支援して参ります。

(2) 定住・移住者の支援

若年層への結婚・子育て支援の充実を図るため令和元年度から創設された祝い金

制度は、これまで結婚祝い金19組、出産祝い金38組の支給があり、若者世代の定住促進に繋がっているものと確信しており今後も継続して参ります。

令和5年度には、村内の専門職をターゲットとした職業体験・移住体験ツアーを関連機関と連携を図りながら実施しました。今年度も引き続き実施して担い手の確保、定住・交流人口の増加に繋がるよう取り組んで参ります。

本村の少子化の要因に、若者の未婚化や晩婚化があげられることから、結婚願望はあるが適当な相手に巡り合えないという若者を支援するため、結婚を望む未婚男女の出会いのきっかけづくりが必要であると考えますので、結婚に向けた交流イベントを企画・運営する団体等に対して助成金を交付するなど、若者の婚活活動の取り組みを支援して参ります。

8. 効率的な行財政運営について

直近の令和4年度決算では、実質公債比率が6.4%と対前年度比は微増傾向で、財政力指数においては、「1」以上が好ましいとされている中、0.1%とまだまだ厳しい状況にあります。

また、経常収支比率は70%台が好ましいとされていますが、本村は、86.4%と厳しい状況であります。

安定的で健全な財政構造の構築を目指し、より一層高いコスト意識を持って経費全般にわたる縮減合理化を図り、負担の公平性を保ちながら、持続的かつ効率的な財政基盤の確立に取り組んで参ります。

また、北部連携促進特別振興事業や沖縄振興特別推進交付金などの高補助率の事業を活用し、財政負担の抑制に努めながら、近年複雑・多様化する社会情勢や村民サービスの維持・向上を図るために職員の意識改革や政策形成能力向上に向け取り組んで参ります。

災害時の指揮系統や情報発信等の防災拠点としても重要な施設である役場新庁舎が完成し、役場機能が令和5年10月から完全移転したことから更なる村民サービスの向上に向け取り組んでいくとともに移転後の老朽化している旧庁舎について、令和6年度に解体工事に着手して参ります。また、撤去工事完了後の跡地利用については、老朽化している県立北部病院附属伊是名診療所関連施設の建設用地として

県と調整しており円滑に推進できるよう努めて参ります。

おわりに

令和6年度の村政運営にあたっての所信の一端と主要施策の概要を申し述べましたが、厳しい財政状況下において、最少の経費で最大の効果が得られるよう、限られた予算を最大限に活用し、第5次伊是名村総合計画の基本目標の実現に向けて、議員各位並びに村民の皆様のご支援とご協力を頂きつつ、精一杯努力する所存であることをお誓い申し上げて、令和6年度の施政方針と致します。

Ⅲ 議案の提出について

本定例会に提案している令和6年度一般会計予算及び特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

施政方針でご説明致しました主要施策及び諸事業を推進するために、一般会計予算において3,765,392千円、特別会計予算において1,085,486千円の予算編成となっています。

一般会計予算は、前年度当初予算ベースと比較して574,370千円（13.24%）の減となっています。

歳入予算では、自主財源で137,661千円（22.92%）の減、依存財源で436,909千円（11.68%）の減となっています。

自主財源で、繰入金203,333千円の減は、庁舎建設事業完了に伴う庁舎施設整備基金繰入金の減となっており、収入12,376千円の増は、情報システム標準化・共通化事業補助金による増となっております。また、依存財源で、国庫支出金205,087千円の増は、主に北部振興事業、沖縄離島活性化推進事業で実施する南風原線道路改良事業及び臨海ふれあい公園機能強化事業、定住促進住宅整備事業等による増であります。県支出金159,199千円の増は、主に伊是名漁港海岸事業（勢理客地区）及び水産物供給基盤機能保全事業等の増であります。村債の800,100千円の減は、主に庁舎建設に関連する借入金の減であります。

歳出予算では、総務費が827,175千円の減、衛生費が131,919千円の増、農林水産業費が229,151千円の増、土木費が16,488千円の減、消防費が1

54,556千円の減、教育費17,113千円の増となっています。

歳出予算を性質別に見ると、義務的経費が802千円の増、投資的経費が706,468千円の減、消費的経費が89,420千円の増、その他経費が41,876千円の増となっています。

以上が、令和6年度一般会計予算の概要となりますが、物価高騰の影響により物件費等の消費的経費が対前年度比で増額である他、普通建設事業費等の投資的経費が減額にはなっていますが、今後も新規事業の導入や老朽化した公共施設等の整備に要する投資的経費の伸びが予測されることから、本村の財政状況は、依然として厳しい見通しとなっています。

このような状況下にあっても、様々な課題に対応するための取り組みを実施して、本村の限らない発展と住民福祉の向上に努めて参ります。

特別会計予算は、前年度当初予算ベースで比較して、特別会計予算総額で91,792千円（9.24%）の増となっています。

国民健康保険特別会計予算が17,296千円（7.36%）の増、後期高齢者医療特別会計予算が436千円（3.40%）の増、簡易水道事業会計予算が57,391千円（22.20%）の増、農業集落排水事業会計予算が1,879千円（5.01%）の増、港湾整備事業特別会計予算が3,210千円（24.62%）の減、船舶運航事業特別会計予算が18,048千円（4.22%）の増、育英事業特別会計予算が48千円（0.56%）の減となっています。

また、令和6年度より簡易水道事業と農業集落排水事業が、公営企業法適用会計に移行し、簡易水道事業会計予算、集落排水事業会計予算と名称も変更となっております。

以上が、令和6年度一般会計予算及び特別会計予算の概要となっています。

なお、本定例会には、令和5年度補正予算7件、令和6年度当初予算8件、条例7件、その他6件を提案していますので、慎重なるご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで令和6年度施政方針説明を終わります。

日程第6

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。この後、全議員による村内視察を行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、この後、全議員による村内視察を行うことに決定しました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 10時58分

再開 午後 1時59分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7

これより一般質問を行います。4名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。令和6年第1回伊是名村議会一般質問通告に沿って質問をしたいと思っております。

まず、質問事項、1.永代供養施設の整備について。

2月5日から二泊三日で伊是名村議会常任委員会で先進地視察を行いました。久米島町・浦添市の永代供養施設を視察し、公園墓地として、共同墓所、納骨室、合葬室、位牌の永代供養などの機能を持った複合型の施設であり、永代に渡って市や町が管理する違和感のない施設で、これまでのお墓に対する暗いイメージが払拭されました。

島でも課題となっている管理者や所有者不在墓、位牌だけ残った空家、空屋敷等の問題は村民及び郷友の方々からも整理要望等があります。そのことは墓地の散在抑制にも繋がり、伊是名村も早急に整備すべき施設だと思われ
ます。次によりお伺いします。

①基本計画の進捗状況について。

②アンケートの結果、住民への公表について。

③基本計画の策定、及び実施設計に向けて住民代表、有識者等、これは区長、老人会、青年、婦人代表、そういう人たちを先進地視察されてはどうかということでもあります。

④巷では旧焼却炉跡地が適しているとの情報がありますが、設置場所についても村長のお考えをお伺いします。以上、4点について執行機関と私たち議会も共通理解を得たいので、考えをお聞きしたいと思います。

次に2点目、民俗資料館の展示物サバニ漁船について。

官公庁街として周辺一帯は非常に景観に優れた場所ではありますが、民俗資料館駐車場にサバニが横倒ししたままの状態が1年以上経ちます。景観上非常にそぐわないと思われませんが、村長これをどうお考えなのか、お聞きいたします。

次に3点目、場外離着陸場内のスタンドベンチ一式について。

このベンチスタンドの転倒についても予算審議で既に3年前に指摘をしました。そのときは対処するということでしたが、現状の状態でも既に3年以上も経ちます。次によりお伺いします。

①ベンチ一式の購入目的。

②ベンチ一式の購入年度、補助金名。

③使用頻度。

④備品台帳、財産台帳整備はちゃんと整っているかということでもあります。以上、3点についてお伺いをいたします。

この2点、3点については、皆さんにも写真をお配りしてありますので、参考にして下さい。以上です。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、東江清和議員の質問について順次お答えしてまいります。

まず、永代供養施設の整備について。

永代供養施設の整備については、令和6年度施政方針の墓地対策の中でも掲げていますが、現在、整備に向けて取り組んでいるところでございます。

議員各位におかれましては、先進地視察を行っていることに、敬意を表します。

それでは、まず1点目の基本計画進捗状況について、お答え致します。

伊是名村墓地基本計画は、令和3年度に策定されており、令和5年度には、「墓地整備基本計画」の委託業務を発注しております。

また、墓地整備計画審議会を設置して、公営墓地の位置及び永代供養施設の概要等についてご審議頂いたところであります。

令和6年度においては、実施設計の発注ができるよう事業化に向けて取り組んで参ります。

2点目のアンケートの結果の公表についてですが、アンケートの結果については、令和5年度発注の墓地整備基本計画に、住民の意見を反映させるべく活用しておりますが、公表はしておりません。

よって、今後、村ホームページへ掲載して公表して参りたいと考えております。

3点目の基本計画の策定及び実施設計に向けての先進地視察についてですが、令和5年度に、墓地整備計画審議会を設置して、委員に各字区長、青年会長、老人クラブ連合会長、職員から副村長及び学芸員を委嘱しており、各分野からのご意見が墓地整備基本計画に反映されるものと考えております。

また、本事業は、離島活性化推進事業での採択を目指していますが、事業化が決定しましたら、先進地視察も実施して施設整備に反映できるよう取り組んで参ります。

次に、4点目の設置場所についてですが、永代供養施設の整備については、墓地整備基本計画に盛り込んで検討しておりますが、設置場所については火葬場、葬祭場の近くが適しているものと考えております。

しかし、施設規模等も考慮しなければならず、現時点で場所は未定でありますので、審議委員会のご意見等も参考に検討してまいりたいと考えております。

次、民俗資料館駐車場の漁船の横倒しについて、お答えいたします。

いつ、どのような経緯で現場所に展示するようになったか承知しておりませんが、屋外のため台風等の影響及び台車の腐食により傾いたままの状態になっているものと思われまます。

ご指摘のとおり、景観上そぐわないので、改善すべく対処して参りたいと思います。

その点については、後ほど、主管の教育委員会から補足答弁がありますので、よろしくお願い致します。

次、場外離着陸場のスタンドベンチについて、順次お答えいたします。

まず、1点目のベンチ一式の購入目的は、モータースポーツ大会開催当初は、観覧スペースにパイプ椅子を設置していましたが、滑走路近くに席を移す観客がおり、安全面の改善が求められ、また、階段状のギャラリースタンドを設置することで、よりモータースポーツを楽しんで頂こうということで購入しております。

2点目のベンチ一式の購入年度、補助金については、平成26年度に、一括交付金を活用して購入しております。

3点目の使用頻度については、平成26年度に購入し、平成30年9月の台風24号の強風による破損を受けるまでモータースポーツの観覧席として使用されております。

4点目の備品台帳、財産台帳設置整備については、購入した平成26年度において、建設環境課で管理する備品台帳に登録されております。以上でございます。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、東江清和議員の民俗資料館の展示物サバニ船についての質問にお答えします。

台車が風雨により腐食して破損したことが原因でサバニ船が傾いた状態になってしまいました。

つきましては、台車を撤去し、横転したサバニ船を元に戻して展示していきたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

村長の基本計画の策定、令和4年度、5年度、6年度、5年度には基本計画の策定に向けてやったと、6年度は、政策の中にもあげておりますが、アンケート調査の進捗状況はよくわかりました。強力に進めるということもよくわかりました。

アンケート結果については、以前、これは予算審議の中でも質問したんですが、ぜひ広報等でもってするという返事をいただいているんですけど、あれ以来、やってはないということであります。

いま基本計画がどの辺まで進んでいるのかということについてなんですけれども、この基本計画が一番実施に向けて大事なんですよ。住民の要望、これは皆さん作るまでのいろんなメンバーはいると思うんですが、その方たちもおそらくいま私たちが先進地視察したような状況の先進地視察のことはまだ頭にはおそらくないと、おそらく村民の中にも、そこまでの近代的な整備された施設はまだ見てないと思うんですよ。

ですから、私も実際行ってみて、那覇市の永代供養施設はこれまで見てきました。那覇市のものは、それなりの整備で外観から中までは見てないんですけど、向こうに関係者が納骨されているという関係も含めまして、向こうは前から見て、及び私が以前、質問したときにも那覇市の担当課と直接お話して、いま久米島町や浦添市がやっているような施設の整備になっております。

そこで、ぜひ島の方たち、有識者、まずは連れて行って見せないで理解しないんですよ。

まず、お墓について皆さん暗いイメージ、閉鎖的に思っているわけですから、なかなか触ろうともしないということでもありますので、まずは百聞は一見に如かずと、行ってみて、永代供養施設共同墓、中を見ますと、アパート

みたいな感じで、違和感もないです。ウトウルサーする気持ちもないです。非常にいい整備された施設でありまして、行くのと、行かないのとでは非常に天と地の差がありますので、ぜひ住民の代表を連れて行って、あるいは若い層と、それなりの年齢いった方の考えもおそらく違うと思います。若い層には、まだまだそういう考えはないということがありますので、まず、その件を村長は村民や郷友の方からも要望がいっぱいあるということで、この事業にも取り掛かっているわけです。その永代供養施設を造った時点で、郷友の方々はぜひ墓じまいをして、いままでのお墓を整理したいという考えもいっぱいあるわけですよ。

去った郷友会の会合でも私呼ばれまして、いつ頃できるねということで、村長にもお話したら、村長はいまやっているというお話はあったそうなんですけれども、その機会をみて墓じまいをしたり、あるいは新しく墓を作ろうと思うけど、墓を引越したいと、いろいろな考え、意見も聞かれました。

そういうことで、ぜひ基本計画の段階で、この施設を村民も含めて視察をさせて考え方を一掃させるような方法は必要だと思います。ぜひ村長よろしくお願いいたします。

私も地域に帰っていろいろな人とお話をするんですけど、まず行ってない人たちは、旧焼却炉の跡、これは他のまだ視野をもっていない方ですよ。暗いイメージで、向こうに決まっているのではないかと、向こうがいいのではないかという話はよく聞こえます。いまでもそういうお話があるわけですよ。開かれた考えはまだまだもっていないわけですから、これは行くのと、行かないのとでは非常に開きが違いますので、ぜひ村長、基本計画の段階で、そこら辺見ていきます。職員もおそらくその辺は感じると思います。

職員がまずそういう考えを開いてもらわんと、前に進まないです、これは何十年に一回、今度造るといつになるかわからないですけれども、ですので、ぜひ開かれた環境の中で、施設の場所も考えてもらうようにひとつよろしくお願いいたします。

村長は、郷友の方から要望もされているということも含めてなんですが、村長も私と同じような感じで、永代供養施設があった時点で、郷友の方もそ

ういう考えがあるということをおそらく聞いていると思いますので、その辺も含めて、村長ご答弁よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

東江清和議員のご質問にお答へしたいと思ひます。

まず、私も北中城村の公営墓地、それから皆様が視察された浦添市の施設型共同墓ということで、施設の方を見に行かせていただいております。

おっしゃるように、この審議会、新しく建設する段階では建設委員会あたりを立ち上げるような形で、いま現在、5年度に行っております墓地の整備基本計画がありますので、報告を受けた段階で新年度の離島活性化推進事業の事業採択できるように活用して、その事業を進めてまいりたいと思っております。

これが採択になりましたら、おっしゃるように、団体の代表あたりの視察を行って、確かにイメージががらっと変わると思ひますので、ぜひ視察については取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

先進視察のことについて整備基本計画の中にぜひ反映してもらいたいということがありましたけれども、先程答弁したとおり、整備基本計画は5年度、本年度で作成完了の予定でありますので、視察については、実施設計に移る前でやってもいいのかなというふうに私は理解しております。

ですから、いま年度中となると、もうあとわずかしかないので、整備計画の中で視察をして、その意見を反映することができるのかどうか、その辺についてはまた検討させていただきたいと思ひます。

それと墓地、永代供養施設については、私は村長立候補するにあたって、一つの私の施策の中にも掲げております。いま言う郷友の方からとか、村民からも以前からそういう要望は聞いておりましたので、そういうことも参考

にして掲げたわけですが、その中でも特に私は東江議員からご指摘あったように、位牌だけ残されているお家もあるということもありましたので、そういうお家を活用するためにも、ぜひ永代供養施設整備をして、そこに位牌を移してもらって、その空き家を何とか活用して、永住、定住ですか、そういう事業にも活用できればなという思いもありまして、その永代供養施設の整備については掲げさせていただきました。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

そのことについては、非常に地域、空き家、空き地等の整備にも非常に役立つと思いますので、これはこの永代供養施設になった時点で随分環境が変わると思うんですよ。

いま親位牌だけ残っていてどうしようもできないと、この関係者がみんな不在であり、及び行方不明でもあるというような関係も含めて、これを島にいる人たち関係者、親戚一同が何とかするという考えをもって、村おこしするためにも非常にいい機会でありますので、ぜひこの施設は早めに整備していけたらと思っております。

以上、ぜひこの計画が推進されるよう、基本策定、基本計画が非常に大事でありますので、実施設計に入りますと、なかなか場所の方も変更はできないわけですよ。これはいまが一番大事でありますので、これはぜひ重きにおいて実施設計に向けた場所の選定まで含めてやっていただければと思っております。

何と言うんでしょうか、いろいろ私にもこういう要望があるんですよ。民間の寺に預けますと、永代供養で70万円、80万円ぐらい、約100万円ぐらいかかるらしいです。これが公の施設だと、例えば久米島町、浦添市、中城も私行って見てきました。中城は、直接係とはお話しなかったんですけど、この資料にあるように、位牌だけいくら、納骨だけいくらということで、みんなランクがありまして、民間よりは非常に安いわけですよ。民間よりも安心して預けられるということもありますので、ぜひ村長、その件について

は、先程、課長からもあったんですが、ちゃんとした補助事業にのっけて基本計画の策定もいま進めているということでありますので、ぜひ強力に進めて、村長の施政方針の政策の一環でもありますので、ぜひよろしく願いいたします。これは住民の願いです。

次に、民俗資料館の展示物サバニ、これは村長、先程、照屋教育長はいつの時期であったかわからないということですが、これは約2カ年ぐらいになります。私は大きな台風の時期におそらく外れたと思っているんですけども、あれ以来、いつ直すかということで、この役場周辺は非常に景観もいいしずっと通るわけです。

その間、役場庁舎建設、及び庁舎の落成、いろんな関係者の方が見ているわけです。おそらく見ている人は、みんな感じているはずですよ。

村の幹部にもその件、何とかならないかというお話は何回かしました。だけど、聞く耳を持たないということで、あえて質問したわけですけども、これはこの状況を見ますと、村長、いま福島原発や、あるいは能登半島の地震、向こうで津波や災害にあって、サバニや船が転倒する、あるいは瓦礫の中にこういうのがあると、全くあの状況をすぐ思い浮かぶわけなんです。

あれを見て、いい思いする人は誰もいません。もう一瞬にフラッシュバックして、あの情景の心の傷がトラウマになってすぐ出ると思われます。

その間、何の感じもなかったのか。庁舎建設のときには、村長、県知事も来るし、来賓、郷友の方もたくさん来たわけですよ、そして他村長、村民よりは、おそらく外来者が多く来たのではないかと、おそらくみんな見物してきますよ。

そこを今日まで放置しているということは、非常に私も行政何をしているかなと思ったりするわけですけど、村長もつい最近、私が質問出したからなのか、この辺、視察、見回りはしていたんですけど、村長どう感じていたか。村長もう一度ぜひ答弁をお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

正直申しまして、私はいま東江議員から質問出るまで、傾いているという認識はなかったです。

ただ、ここ駐車場に出入りする段階で、入るときには死角になって目に入らない。帰るときにも村道山川線の出入り、右左見てすぐ右折するわけなんです、ずっとあることはわかっていたんですが、こういう傾いているという認識はまずなかったということを深くお詫び申し上げます。

実際、出てみたら、確かに台車が腐食して傾いていると確認した次第です。それまでは陳列されていて、そのようなものだというふうな認識であったということを申し上げまして、恥ずかしい話なんです、お詫び申し上げます。
議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

民俗資料館といったら非常に赴きのあるところですよ。観光でも必ず向こうは入館させるでしょう。いま観光で修学旅行もないし、島は観光する場所も少ない関係もありまして、子どもたちもここに連れてこれを見せる、あるいは外来者も必ずこっちから案内させると。

ここに行けば、古い民俗や、すべての生活様式がわかると、要するに民俗資料館というのは非常に大事なところであるわけです。

玄関入口でそういう状態であるというのを村長知らなかったというのは、これは村長どうかと思います。ぜひ目配り、気配りをして、教育長も含めて、あるいは職員に一喝を入れて、私たちは年に何回か字に帰っても環境整備をやっているわけですけど、表向きと、役場内ではこんなに違うのかなと、こういう感じで私たち言われたら、議員としても非常に立場がないので、そういうところからぜひ引き締めていただきたいと思います。

村長、台車が壊れているということだったんですけど、台車が壊れてないですよ。台風で壊れて、台車は腐食するのは当たり前ですよ。向こうにあげた人も展示物の価値があるということで提供したろうと、あるいはまた周辺からも、ぜひこれは値打ちものだから持っていこうと、展示する値打ちはあるんだということで置いたと思いますので、その辺は人の気持ちも考えて、

ちゃんと置いた以上は管理をするのが当たり前ですので、ちゃんと整理をして見せるように、展示物としても値打ちあるような格好のやり方をしてもらいたいと思っております。村長、照屋教育長、どうですか。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの東江清和議員のおっしゃるとおりだと思います。私たちの管理不足だったと思います。しっかり整備して、展示して、ただ正直言って私の方もいつどこで誰がというのが、正直知らないなので、それを調べていって、そういうのも明確にしてきちっとしていきたいと思えます。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは次3番、場外離着陸場のスタンドベンチ一式について。ベンチ一式の購入目的は、スタンドベンチにするということで、26年に購入して30年までで4カ年は使ったということではありますが、見たら購入金額はいくらぐらいだったのかな、あとでよろしくお願ひしたいんですけど、補助金を使って、ああいう高価なベンチを購入したわけですから、一括交付金というのは、普通、村民に趣を置いて補助金の内容の事業に充当しようということが一括交付金の本来のねらいであるわけですよ。

このモータースポーツをすることに、これだけの高価なものを入れて、4カ年しか使ってないと、あるいは台風で倒れても直そうともしないと、そのままの状態であると、これはあまりにもちょっと杜撰過ぎるのではないですか。

まず、使用頻度からしてもそんなには使われてない。これは私、モータースポーツを常々行って見たりなんかするけど、こんなにも使われてもありませんよ。一括交付金の趣旨からすると非常に勿体ない。予算の費用対効果は、あれは全くゼロですよ。

補助金もあと耐用年数いつまでなのか。あるいは処分は可能であるか。ま

た、修理して使うのか。この辺についてもう一度お願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

清和議員のご質問にお答えします。答弁にもありましたが、平成26年度に備品として購入しております。

平成30年9月の台風24号の強風に煽られて破損しているということでございますが、購入金額140万4千円で購入し活用しておりましたが、現在この備品が外国からの中古品ということで購入されたと伺っております。

また、現在、直すという手続きが油圧系統もすべて破損しておりまして、また外国産ということもありまして、いま現在、修理が不可能な状況になっております。

現在、この一括交付金につきまして、財産処分という手続きをいま進めてもらっているところなんですけど、その当時、30年当時はまだ4年しか経っておりませんので、この耐用年数についても全然満たしていないということで、県の方からの指摘がございました。

いま現在も企画政策課の方で、この財産処分に向けた手続きを進めているところでございますので、その財産処分が決定しましたら、速やかに撤去していきたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

まず、いま現在で可能な状態で倒れているのを直すと、整理するというのも非常に大事ですよ。先程の2点目の質問と同じように、ああいう状況を見たら、観光立村ということで、村長、先程も施政方針の中にはあったんですけども、と言いながら、裏ではああいう感じのような整理もしない、台風のと放置のまま、あのような状態では、観光立村でも何でもありませんよ。景観も非常に悪いし、あれも含めて、先程言ったような福島や能登半島の地震、あの状況を見たら、みんなそれ思い出しますよ、心の傷、フラッ

シュバック、もう観光立村どころじゃないです。あれ見たら、現状は伊是名村に行きたくないですよ。

その辺も含めて、村長、財産処分しようとお考えがあるんでしたら、それなりの処分する、あるいは建て直しをしないという考えでしたら、しばらくの間は、それなりの原状回復するような方法を何とかしてもらいたいと思います。

ぜひいい環境の中で、村政が運ばれるよう、これは以前、私、指摘しましたよ、すぐできると、可能であればすぐするという考えを示しておりました。これは予算審議の中でだったんですけれども、これは奥間村長が副村長でしたか、以前の予算審議でしたか、3～4カ年ぐらい前ですか。前田村長のときにやったんですけど、その当時、その答弁の中では、復旧できるのはすぐするというお考えであるということをお前は予算審議の中で聞きましたけど、あれから4カ年以上になりますよ。私がおそらく指摘しなければ、財産処分するまでそのままかもしらんと、そのままの状態でおそらく置くでしょう。これも含めて、わざわざ今回の一般質問でやったわけですけど、何とか村長、目配りしながら、ぜひ指摘するところは指摘して、外来にもいい環境で島に來れるように配慮して下さい。村長どうですか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

いま東江清和議員からいろいろ場外離着陸場のスタンドベンチの現状のことについて指摘がありましたけど、そのことについては、前前田政義村長の時分からこれを何とかしてくれということで、主管課の方にも話していたのを私あったというふうに記憶はしております。

先程、主管課長の答弁にもありましたとおり、処分しようとしたけども耐用年数とか、そういうふうな関係もありまして、処分ができず、そのままであったというふうなことでありましたけど、今回また処分に向けて手続きを進めていくというふうな課長の答弁もありました。早急に対処はしていきたいと思います。

そして、また今後そういう事案がありましたら、私も強く指摘して、いい環境整備とか、観光立村に向けた村内のいろんな整備等に向けて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

課長のお話にもありましたが、復旧、いまでも可能であれば、すぐ復旧可能ですので、整理整頓はちゃんとやって、処分するまでの間でもいいですから、見苦しくないような、あるいは何かにつけて空港内で遊ぶ人もいるかもしれん、事故のないような対策を含めて、整理整頓はちゃんとやっていただきますようお願いをいたします。以上です。終わります。

議長（潮平そのみ）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

次に、8番伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは皆さん、こんにちは。質問に入る前に訂正お詫びを申し上げます。

1番目の質問事項、質問要旨の文字の訂正をお願いします。質問要旨の6行目、「再発」とあります。再発防止ではなくて、再犯の「犯」に訂正をお願いします。訂正してお詫びいたします。

それでは、一般質問に入ります。

質問事項、1. 第二次再犯防止推進計画の対応について。

質問の要旨、再犯防止推進法（平成28年12月）が施行され、地方公共団体の地域の状況に応じ必要な施策を策定・実施する責務が明記され地方再犯防止計画の策定が努力義務とされた。これを受け、令和2年3月に沖縄県は「沖縄県再犯防止推進計画」を策定している。各地域において再犯を防止するためには、犯罪をした者一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け対応していく必要がある。刑事司法関係機関だけの取り組みに限界があり、地域に戻った後、再犯を繰り返すことが少なくない。地域社会で孤立させない支援を国、地方公共団体、民間団体で連携・協力する必要がある。以上の観

点から伺います。

伊是名村「地方再犯防止推進計画」を策定する考えはないか見解を伺います。

質問の2. 屋ノ下原スポーツアイランド構想について。

①屋ノ下原の用地取得率を伺います。

②屋ノ下原スポーツアイランド構想から数年経過している。当時、構想図から概算事業費が膨大となることから見直しをして事業化の可能性を検討することとなっていた。調査進捗状況と今後の事業化への見通しを伺います。

質問の3. 公営パークゴルフ場の整備を。

今やパークゴルフは家族間交流や子供から高齢者、誰もができる健康的なスポーツとして親しまれ、各地域で整備が行われている。村内農用地外の村有地等を利用して、規模に合ったコースを設定して、公営パークゴルフ場の整備事業化は出来ないか見解を伺います。以上、3点よろしくお願いします。
議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、伊禮正徳議員の質問に順次お答えしてまいります。

まず、1点目、第二次再犯防止推進計画の対応について。

再犯防止推進計画については、平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、これに伴い、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることと明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられました。

現在、全国の市町村の策定状況については、1,727団体中514団体が策定されており、沖縄県内においては、7市町村が策定済みとなっております。

再犯防止推進計画については、犯罪をした者等の中には、貧困や障害、依存症等地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている者が多く、再犯防止をするためには、一人ひとりの複雑に絡みあった背景に目を向け、一

貫性を持って継続的に対応していくため、地域の状況に応じた計画を策定する必要があることから、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能であるとされております。

よって、本村においては、保健・医療・福祉・住まい・就学・就労生活貧困等の地域課題の支援等に取り組む、福祉分野の総合計画となる「伊是名村地域福祉計画」が策定されておりますので、保護司、民生委員、駐在所、村社会福祉協議会等と密に連携が図れることから、次の「第4次伊是名村地域福祉計画」に盛り込んで策定して、再犯防止と社会復帰の支援に努めて参りたいと考えております。

次、屋の下原スポーツアイランド構想について、1点目の屋の下原の用地取得率については、令和6年2月時点で、全289筆中、277筆を取得しており、取得率は96%、面積にすると18万2,926㎡中、17万3,569㎡で、取得率95%となっています。

2点目の屋の下原スポーツアイランド構想の調査進捗状況と今後の事業化への見通しについては、観光振興や村民の健康増進の観点から、屋ノ下原周辺の活用について検討するため、平成28年度に屋ノ下原スポーツアイランド基本構想・基本計画が策定されています。

当時の状況として、基本構想・基本計画では概算事業費が膨大であり、内容を見直し事業化に向けた検討をしていくことになっていたと認識しております。

ご質問の調査進捗状況については、事業化にあたり事業規模・財源の確保等の問題から現在停滞しており、また、屋の下原の用地取得を先行する必要がありますが、先ほどの答弁のとおり12筆が未取得となっている現状であります。

今後、用地取得と並行しながら、内容を見直し、財源確保等を再検討して参りたいと思います。

次、公営パークゴルフ場の整備について、パークゴルフは、子供からお年寄りまで世代を超え、どなたでもプレーを楽しむことができる手軽なスポーツだと考えます。

パークゴルフ場は、娯楽施設の少ない本村においては、村民の憩いの場となり、交流の場にもなり、地域コミュニティの拠点として必要性を痛感しているところであります。

また、村民の健康増進にも寄与するものと考えており、平成28年度に策定された屋の下原スポーツアイランド基本構想・基本計画で、健康増進ゾーンとして9ホール2箇所の整備が計画されております。

先ほどの答弁と関連しますが、屋の下原スポーツアイランド基本構想・基本計画の内容見直しを検討していくこととしており、それらを踏まえると単独での整備についても選択肢の一つと考えております。

よって、村の全体的な土地利用計画を踏まえ、事業化に向けて、場所や財源確保等について検討して参りたいと考えています。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1番目の第二次再犯防止推進計画について、村長は詳しくお調べになって、答弁は福祉計画の第4次の方に検討、掲げたいということをおいま確認しています。

私の趣旨も述べたとおり、そして村長のいまの答弁にも全くそのとおりで、社会の情勢となっていることは、十分認識されているものだと思います。

いま答弁に対して、1点だけ、福祉課長、実はいま村長は第4次福祉計画の方に盛り込んで検討するということですが、この計画は条例型と単独型、行政計画とその一体型、あるいはまた福祉型や防犯まちづくり型というのがあります。そこをあえて村長の方は、福祉型に取り入れていきたいという答弁でありました。

そうになりましたら、村の第3次伊是名村地域福祉計画は、4年度作業で5年度既にスタートし令和9年度までとなっています。残念ながら、再犯計画の策定に盛り込む依頼ができなくて、実は、これを依頼するのは、那覇保護観察所の方からなんですけれども、そのような研修を受けております。

そして、実際、保護観察所の方で伊是名村の方は、既に間に合わなかった

ということも返答されておりました。

そうになりましたら、課長、実はあと4年間残りあります。それに盛り込むとなると、条例型とか、そういったことは負担になりますので、私もあんまりどうかなと思っています。

福祉型の方に取り入れたら、この策定というのは1ページ、2ページで大体ほとんどの市町村で済まされております。

もし、福祉計画の第5章に該当するものでしたら、その期間に計画の見直しというのがあります。この計画見直し等々が策定委員会において、毎年度行うという謳い方をされていますけれども、私も経験上からあるんですけども、課長でも一度は経験されるか、また、されない方もいて、私は策定一度して、スタートして引き継ぎされた経験からすると、毎年見直し点検と評価を行うことになるんですが、あえていまから村長の方は4年間待つて策定するということなんですが、その中に仮に検討する余地はないでしょうか。まず、福祉課長お尋ねします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子君）

ただいまの伊禮正徳議員の質問にお答えします。伊是名村第3次福祉計画の方が令和4年度から令和9年度ということで計画の方が策定されておまして、既に計画が進められて、策定が進められております。

今回の再犯防止計画については、先程お話、議員さんおっしゃったとおり、計画の策定の中、計画をされているときには、その計画の中で盛り込むような内容等がなかったので、今回は策定の中には入れておりません。

県の方をちょっと確認したところ、計画期間や変更時期についても各公共団体の実情に応じて判断して差し支えがないということで、計画の見直しはしてもいいということにはなっておりますけれども、うちの地域福祉計画、5年計画になっておりますので、次期、村としては今年度、生涯福祉計画、高齢者福祉計画、子どもの福祉計画、子ども子育て計画の方、3点を抱えておりまして、この計画をしっかりと盛り込むような計画を9年度にもっていか

ないといけないということで、随時見直しをすると、毎年計画を作っていく観点になってきますので、県のおっしゃっているとおり、判断に応じてということと、また、この計画は努力義務ということにもなっておりますので、次期の計画に載せても構わないという判断が県の方からもありましたので、村としては次回の計画、第4次の伊是名村福祉計画の方に盛り込んで、地域における顔の見える関係づくりをするとともに、社会復帰をする方々に向けて、しっかりとした安心安全で暮らしができるような社会福祉実現を目指す計画を次回しっかり策定していきたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

わかりました。できるものでしたら、この策定を福祉に載せるのであれば、その間で予算を伴う改正となりますので、そこまでしなくても1～2ページのプリント方式で案は作っておって、ぜひ、そういう考えでしたら、村の考えとして、後程また保護観察あたりから問い合わせ等もあるはずですから、県の方からもあると思いますので、私の方もそのように受け止めておきます。

そこで、これは直接担当課となるのは、福祉課ではなくて総務課長だと思うんですけども、総務課長はこういう状況でありますので、総務課長も北部保護司会とか、保護観察とか、いろいろ情報交換をして、会議とかも行われているはずですよ。

第2次から正式な保護観察所及び各地区保護司会で全市町村の策定に向けて一生懸命取り組んでいるところなんです。犯罪をした者、非行のある少年を助けるため、保護観察期間は常に面談、指導等を行う、犯罪を出さない地域防犯や再犯活動強化に向けて活動を行う保護司負担軽減にも繋がります。

そういう観点から、村は5年度から社会を明るくする運動も主体となって行われ、また7月にも新年度予定にもなっています。

そういった再犯防止対策の重点施策の一つとしてありますので、どうかひとつ早急に対策のできるように総務課が中心となって、ぜひ取り組んでいただきたいと要望いたします。以上、1点目を終わります。

次、質問2、屋の下原用地取得率96%、実は昨年1回定例会の予算質疑で既に確認はしたとおりで、そのまま現在進行して、まだ進んでないという確認をして、既にこの件に関して3年目を迎えていると思います。

いまの答弁のとおりでしたら、いつになるのかちょっと予想ができないということになります。2点目と3点目は、関連していますので、前後して再質問するかもしれませんので、ご了承をお願いします。

それでは、約2年、3年間、用地交渉が成立していない確認をしていますが、残り分の大きな面積があると聞いています。現時点では、村には売らないということも情報は聞いていますが、その条件が地権者から何か条件付けられていると思うんですけれども、それをクリアしない限りは、その用地交渉は私は成立しない、その席にも立てないと思うんです。

それがいつになるか、全く予想ができないということではどうかと思います。昨年ちょうどいま頃の質問で、予算審議の中で村長もできるものでしたら、一緒になって用地交渉すべきところは私も行きますということだったんですけど、その1年、その進捗は全く見受けられません。

今後、この用地に関して1件だけかなり難航しているような感じがします。建設課長、次の賃貸契約の改定はいつですか。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

正徳議員のご質問にお答えします。賃貸契約、ちょっといま資料を持ち合わせておりませんので、確認してからの答弁でよろしいでしょうか。失礼しました。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

これ契約改定時期もわからなければ質問できないですね。来年なのか、いつなのか、大変心配されます。万が一、その状況のまま進んでいったら、改定のときにかなり厳しい状況に立たされるのではないかと私なりに思います。

というのは、当時の契約をした当事者だったものですから、あれから2回目、いま3回目ですか、確か10年契約だったと思います。やがて30年になるということで、次期の改定があるはずです。

その地権者がそういう条件で村にいろんな条件を提案されているときに、そのままいくと、改定のときに皆さん伺うことできないと思います。かなり厳しいです。そのあたりを今後どのような方法でやっていくのか。村の方針を伺いたいです。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えいたします。現在、残り12筆残っております。平成5年度においては、1筆登記が完了しております。

そして6度、残り6筆、こちらの方は相続人の方の戸籍の修正申請とか、そういったことの手続きが必要な案件が6件残っております。

議員がご質問いただいた、4筆を所有している方、屋の下原のスポーツアイランド構想が実施段階になれば、用地交渉に応じます。用地の売買に応じるという話を受けております。

先程は、飛行場との関連ということでは、飛行場についての話では、いまの交渉段階では何もないので、継続は可能なのかなという判断をしております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

私が心配するまでもないということでしょうか。私は、そういう体験をしての皆さん方への提案ですけれども、飛行場について賃貸契約は支障ないのかなということは私はどうかなと思ひまして、いまの地権者がですよ。滑走路の中に大きなが入っているはずですから、そこをいまの状況で改定の時期がわからないということですので、そのときかなり厳しい状況に立たされた場合は、大変心配されますので、早めな対策をお願いしたいと考えており

ます。

そして、1番がこの状況で、2番の方に移りますけれども、スポーツアイランド構想、当時もそういう状況で、前村長もそういう形で答弁されていました。

この用地が難航している状況では、全く前に進まないと思います。あと何年かかるかわからない。いま既に10年構想からかかっていますから、あと10年かかるのか、20年かかるのか、全くそういう状況です。

用地交渉も成立していけば、おのずと基本構想計画も検討できる余地はあると思うんですけれども、2番目に関しても既に回答を受けていますので、そのまま閉じたいと思います。ぜひ、早めに進めるようお願いしたいと思います。

次、3点目の公営パークゴルフ場、2番、3番は関連しますので、これいま3回目になりますね、10年前に一度、5年前に一度、そして私いまパークゴルフ場の整備をとということであります。

当時の議員の方が各字に造ってもらえないかということでした。そのときも同じように屋の下原の方に計画されているということの答弁でした。

しかし、各字で責任を持った用地があれば、検討する余地はあるという答弁でもありました。

私は、実際にいまできるものでしたら、スポーツアイランド構想を推進する立場でありまして、向こうの方で大きな公認コースもできるぐらいのパークゴルフ場ができればと思います。

しかし、いまの状況では、一日も早いパークゴルフ場を要望するには、ぜひ村内のどこか村有地を利用した場所はないかということで、私も所々を探してはいるんですけど、なかなか厳しい状況であります。

そのあたりは、先の2回目の各字のパークゴルフ場に関してあったことは、副村長時代に村長も聞いていると思うんですけれども、その辺りまた副村長あたりにも常々話しかけはしているんですけど、その後、何か検討されていることはないでしょうか。副村長、何か検討されている余地はないですか。

議長（潮平そのみ）

副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

お答えします。以前、私が議会で在籍しているときに、皆さんで研修の帰りに名護の大真利パークゴルフ場を回ったときに、皆さんの方からどこかでこじんまりとしたパークゴルフ場はできないものかということで、そのときに帰ってきて図面は描きました。

ただ、これは村長ともまだ相談はしていませんので、まだ検討はされていないという状況になります。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

先程、私の質問した村長の答弁の内容もパークゴルフについては、内容的には健康的なスポーツであるということ認識されていて、一日も早い村民の方からも常々要望があったり、わざわざまた大会をしに本島の北部の方に出て行く方々もいらっしゃるのを見ております。

私たち議会の中でも北部、国頭の方には4箇所、公認コースが2箇所、沖縄県全体では、既に20箇所ぐらいあると思いますけれども、そのあたりの視察等々も行いまして、実際大会もやってみたんですけれども、各市町村に併設してほしいという議長会の研修等々でもありまして、いま北部地区にないのは伊是名村だけではないんでしょうか。これは村長もご存知だと思うんですけれども、どうにか民間企業あたり、そしてまた村公営あたりにも声掛けもしよければ進める体制づくりもして少しは考えていただけないでしょうか。というのは、間違いなくスポーツアイランド構想ができるのであれば、それまで待ってもいいんですけれども、いつになるか明確にわからない状況ですので、それを踏まえて、こじんまりと地域にあったパークゴルフ場の整備をお願いしたいということで、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

10分間休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

議長（潮平そのみ）

再開します。

始まる前に8番伊禮正徳議員の先程の質問に対して、建設環境課長の答弁の申し出がありますので、それを許します。

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

先程は大変失礼いたしました。契約の更新時期でございますが、いま契約書を確認しますと、平成37年3月31日までということで、新年度、令和6年度中に契約の更新をしないといけないという状況になっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

これから1番高良真伊議員の一般質問に入ります。

1番（高良真伊議員）

こんにちは。質問事項4点掲げておまして、活発な議論になるかなと思って、人生で初めて赤いネクタイを締めてきました。

それでは、一般質問通告書を読み上げて質問事項に代えさせていただきます。

質問事項1. 教育行政について。

①小、中学生に金融リテラシー教育を取り入れてはどうか。2022年より高校では金融教育が義務化されています。私は小学1年生から必要な教育だと思います。本村から始めてはどうか伺います。

②習字、そろばん教室を開講できないか。小学生は、算数がんばりたい、字をきれいに書きたい。と意欲満々です。習字、そろばん教室の開講はできないか伺います。

質問事項2. 行財政運営について。

①ネーミングライツを取り入れてはどうか。近年、公共施設に命名権を取

り入れ、収入に繋がっている自治体が新聞等で見受けられる。本村も取り入れてはどうか伺います。

②ガバメントクラウドファンディングを利用してはどうか。県内でもクラウドファンディングの自治体版を活用して課題解決に取り組む自治体があります。本村も取り入れてはどうか伺います。

質問事項 3. 村営住宅について。

①村営住宅軒数を伺います。

②住居内照明器具について。

LED照明は電気料金の抑制につながります。村営住宅の照明器具はLED照明器具か伺います。

③外壁塗装について。

伊是名村営住宅等の整備に関する基準を定める条例（第4条：公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。）とあります。

外壁塗装が必要だと感じるが、村長の見解を伺います。

質問事項 4. 交流人口の増大を考える。

①国頭へ高速船を運航させてはどうか。

与論町議会だよりを読むと、大宜味～与論～沖永良部間で小型高速船の計画があるようです。また、国頭村議員の提案にも「国頭～与論間で高速船をとあります。本村も国頭村へ高速船を運航させてはどうか伺います。

②国立自然史博物館について。

沖縄県では国立自然史博物館を誘致しようとしているようです。私は世界自然遺産の地、北部、国頭に誘致できれば、ジャングリアテーマパークから国頭村までの人の移動に繋がると考えます。村長の見解をお伺い致します。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、高良真伊議員の教育行政についての質問にお答えします。

まず、1点目の小、中学生に金融リテラシー教育を取り入れてはどうかという質問に対してお答えします。

2024年4月より、成年年齢が引き下げられ、18歳以上であれば売買契約、クレジットカード、ローンなど、親の同意のない契約が可能になり、同時にその責任を負うことになりました。

一般的には、高校卒業後には親元を離れる子どもも多く、金融教育の重要性が様々な視点や立場から求められるようになり、高校での金融教育の義務化がなされました。

しかし、島においては中学校卒業と同時に、高校進学のため、親元を離れ生活しなければならず、家計の収入、支出についての理解、計画的な金銭管理の必要性の理解、お金と経済に関する基本的な知識、金融トラブルへの知識や対応策などを早めに身につけさせなければなりません。

つきましては、島立ち、教育の一環としてお金の大切さ、夢の目標達成にかかるお金の必要性、貯蓄方法、気をつけたいお金のトラブル等についての知識を身につけさせるため、金融教育に関する専門家や専門機関を招聘して、ライフプランニングの授業、及びお金に関する授業の実施に向けて小中学校と連携して取り組んでいく所存です。

次に、2点目の習字、そろばん教室の開講はできないかというご質問に対してお答えいたします。

ご質問の習字、そろばん教室開講できないかについてですが、開講にあたっては講師、予算、開講する日時の設定、受講生のニーズなどが課題となります。

特に開講にあたっての一番の課題は、村内で講師を見つけることができるか。そうでなければ、村外から講師を招聘するとなると、講師料、渡航費、宿泊費などの予算面とスケジュール面の調整が必要になります。

また、約半数の小学生が日常的に学習塾や部活動に放課後を過ごしており、受講の可否、人数、可能な曜日や時間帯などのアンケート調査を行い、その実態及び状況を把握する必要があります。

つきましては、課題の解決に向けての取り組みや調査を踏まえ、開講が可

能かどうかを判断してまいります。以上です。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、高良真伊議員の質問にお答えいたします。

まず、行財政運営について。

行財政運営についての1点目のネーミングライツを取り入れてはどうかについてお答え致します。

県内外でも多くの公共施設で取り入れられており、近隣では名護市、国頭村、宜野座村でも企業名を冠したスポーツ施設が見受けられます。

議員の提案は、施設の維持費軽減の観点からだと思いますが、村にとってメリットがある一方、企業側にも人が多く集まる施設、特にスポーツ施設においては、大会が開催される場合などにテレビやインターネットで企業名が入った施設名が放映されるなど、莫大な宣伝効果が得られるためだと考えます。

このことを踏まえますと、村内の公共施設でネーミングライツの公募をするに値する施設が無く、また、離島・過疎町村という地理的ハンディもあり、企業側のメリットを考えると厳しいものがあるのではないかと認識しております。

ただ、大きな宣伝効果が無くても、企業にとって何らかのメリットがあるなど相談等があれば、財源確保や村PRの面からも、検討して参りたいと考えております。

2点目のガバメントクラウドファンディングの利用についてですが、ガバメントクラウドファンディングは、主に返礼品で寄付先を選ぶ人が多い「ふるさと納税」から、寄付金の使い道、内容を重視して寄付先を選ぶ仕組みとなっており、特産品の少ない自治体にとっては返礼品を用意しなくてもいいなどのメリットがあると考えています。

以前、議員から提案のあった各集落への助成等、地域の課題等も含め活用できる有効な手段と思われることから、寄附される皆さんが応援したくなる

ような取り組みを考えて、住みよい村づくりのためにも検討を進めて参りたいと考えております。

次、3点目の村営住宅についてですが、まず1点目の軒数について、村では、昭和56年度の仲田第1団地を皮切りに、各集落で建築を進め、平成12年度の勢理客第7団地まで整備しており、現在、村営住宅は21棟56戸の世帯数となっております。

次、2点目の住居内照明器具についてですが、村営住宅整備は、平成12年度の勢理客第7団地が最後となっておりますが、その当時は、LED照明が主流ではないため、村営住宅におけるLED照明器具の設置はありません。

しかしながら、故障等で取り替えを行う際には、LED照明を設置している箇所もございます。

次に、3点目の外壁塗装についてですが、村営住宅については、外壁のはがれ、屋根瓦の劣化などによる危険箇所対策として、修繕及び防水塗装を行って参りました。

令和3年度に長寿命化計画を策定して、年次的に住宅の改修整備を実施する事としておりますので、防水塗装を同時に行っていくものと考えております。

次に、交流人口の増大を考えるについて、お答えいたします。

まず、1点目の国頭村への高速船の運航についてですが、ご承知のとおり、村では既にフェリーいぜな尚円が、村と沖縄本島を結ぶ唯一の定期航路として運航しており、村民生活の利便性の向上及び村経済の発展に寄与しております。

議員ご質問の、国頭村への高速船運航については、仲田港と運天港をフェリーいぜな尚円が生活航路として運航していることから、観光に特化した航路開設になるものと考えております。

村の観光振興を図る上で、海上交通の充実は重要な要素であります。やんばる三村の人口規模及び観光客のやんばる三村等への入域者数を考慮しても、村直営による運航形態は、村の負担増加に繋がるものと懸念され、現実的に大変厳しいと認識しております。

次に、2点目の国立自然史博物館についてですが、国立自然史博物館の北部地域での実現及びテーマパーク「ジャングリア」は、北部観光を飛躍的に成長させていくものと期待しており、同時に大きな転換期を迎えるものと考えます。

魅力溢れる北部地域の観光づくりを実現するためにも、この機会を好機と捉え、北部12市町村が連携し、広域観光を進めていく必要があると考えております。

このようなことから、令和7年度を目処に、仮称「やんばる観光DMO」設立に向け、諸準備を進めており、設立後は、広域的な観光施策の中で、移動手段の確保や周遊観光の充実化が図られていくものと期待しているところでございます。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

答弁有難うございました。質問事項1から順に再質問させていただきます。

まず、教育行政についての再質問なんですけれども、その前にこれまでに保護者から金銭教育とか、習字教室とか、そろばん教室の要望というのはございましたでしょうか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの質問にお答えします。私の方には、そういう要望とかはありません。

それと小学校、中学校からも特にそういう話は報告聞いておりません。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

私は、4～5年前に民生委員をさせていただいて、そのときに指導主事の

先生とかもいらっしゃって、その際にお金の教育、必要ではないかと、あとそろばん教室、習字教室開いたらどうかという声をあげたんですけど、それが教育長までは届いていなかったというのは、非常に残念に思いました。

と言いますのは、小学校授業参観で訪問したら、今年の目標とか、小学校1年から6年まで算数頑張りたいとか、字をきれいに書きたいとか、そういったものを目にしたものですから、民生委員の立場でそういった声がありましたよって、どうですかというのを申し上げてきたんですけど、それが届いてなかったというのは、非常に残念ですけど、でも今回、教育長の答弁で金融リテラシー教育は必要だと、今後、前向きに考えていくと、前向きな答弁だったかなというふうに思っておりますので、早めに伊是名村も金銭教育を始めてもらいたいなと思いました。

新聞とかで記事になって、ご覧になったとは思いますが、東京都では当たり前小中高生に金融知識、もう記事になっています。そういったのが小学校から始まっているようです。

あと2月、先月の新聞記事、タイムスなんですけど、石嶺小学校の小学校6年生、総合的な学習で企業家育成プログラムということで、世論やお金のこと、グループの役割、分担金などを決めて、して自分たちが作った商品を売るという企業家に少し近い活動を1カ月以上かけてしましたと、本島の小学校では、こういった企業家の精神を養うと言いますか、そういった金融リテラシー教育が始まっています。

ぜひ、村も一刻も早くそういった活動をしてもらいたいなと思います。

習字、そろばん教室、これは課題があるということなんですけど、課題が見つかったということは、あとは問題点をどのように解決できるのか。まず、やる、やらないを決めて、保護者とも連絡を密にして課題が見つかっていきますので、あとはどのように取り組むかと、あとは行動と熱意かなというふうに感じますので、その点、進めていってもらいたいなと思います。教育行政については、以上です。

続きまして、2点目の行財政運営について、再質問いたします。ネーミングライツ、これは村の利用者数が本島に比べてとか、他の地域に比べて利用

者が少ないということで、企業側から考えたらメリットも少ないんじゃないかという答弁だったかなというふうに思っております。

こういったことは、どうでしょうか、一例なんですけど、フェリー尚円、とてもネーミング、毎日新聞にも載っています。フェリー尚円一日2便運航とか、それを例なんですけど、ジャパネットたかたフェリー尚円、こういった名前にして、命名権、ネーミングライツを取り入れてはどうかと思います。いかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時39分

議長（潮平そのみ）

再開します。

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。村長答弁にもありましたとおり、村が一方的にできるものではなくて、企業側のメリットが十分に果たされると、あとは社会貢献とか、その辺もたぶん企業としては考えることだと思います。

ですので、大変いいことではあるんですけど、いますぐにできるかどうか、あるいは行動に移せるかどうかというのは、慎重に課の方としても検討していきたいなと考えています。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

先程、一例も言っております。もう一例、あと付け加えますと、丸正印刷ふれあい公園、こういったこともぱっと私は出てくるんですけど、これも答弁を求めたら、たぶん先程と同じような回答になるかなと思いますので、答弁は求めません。2番は、以上で質問を終わります。

3番の村営住宅について、再質問させていただきます。いまLED照明に

ついてなんですけど、順次、何か故障があったら、それに変わっていつというふうな答弁だったかなというふうに記憶しております。

2025年、コンパクト蛍光灯、2027年、直管蛍光灯が製造禁止になるというふうに雑誌で読みました。村営住宅にも影響があるかなというふうに考えます。影響があった場合、照明器具の交換は本村負担で行うか、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

高良真伊議員のご質問にお答えいたします。住宅内の照明器具につきましては、本体は入居者と村の負担区分がございますので、それに則りますと、住宅の照明器具の取り替えは村の責務ということになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

では数年後、村負担でLED照明器具に替わるということで了解しました。外壁塗装について、先程、村長の前向きな答弁だったかなというふうに思います。私はちょっと費用負担とかで、これは難しい答弁がくるかなと思って、いろいろ考えてきたんですけど、村長が前向きに答弁していただきましたので、再質問は行いません。

続きまして、4番、交流人口の増大を考えるは、再質問と言いますか、再質問はしませんが、私の少し考えを述べさせて終わりたいと思います。

再質問しませんので、こういう考え方もあるのかなというふうにお聞きしていただけたらと思います。

まず、国頭村、高速船、これは沖縄本島を見ても那覇、名護、本部、高速船が走っております。ちょっとイメージしてもらいたいんですけど、また石垣でも石垣港から発着して高速船がいろんな小さな島に走っております。

鹿児島でも甑島列島、架橋でちょっと地名があがったと思うんですけど、

架橋で繋いで、そこも鹿児島県本島と高速船が走っております。

繋ぐことで交流人口が増えるかなって考えるんですね、何が言いたかったんですかね、ちょっと待って下さいね。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 3 時 4 4 分

再開 午後 3 時 4 4 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

沖縄県北部との広域観光ルートの構築という視点で考えていただきたいと思います。鳥の目、空飛ぶ鳥です。虫の目、森にいる虫、川にいる魚の目、そういった視点で時勢の潮流に対応していただければ、村長はいろんな方たちとお会いしてお話すると思います。

そういった伊是名島、伊平屋架橋とかではなくて、もう少し大きな視点でどんどん発言していってほしいと思います。

国立自然史博物館も沖縄に来るとも決まってないです。でも、国頭に置くことによって、国頭まで人が流れる。そこから高速船で繋いで与論島とか、伊平屋とかに渡って、そういった大きな視点で物事を発言していってほしいなと思います。

また、6 月には県議選、来年秋には国政選挙も控えております。県議の皆さん、代議士の皆さんが伊是名村に来て何かご要望ありませんかというふうに、そういった機会が来ると思います。

そういったときに村長の大きな視点で発言、また国頭、ヤンバルの首長との間でもそういった大きな視点で発言していってほしいと要望しまして、以上、質問を終わります。

議長（潮平そのみ）

これで、高良真伊議員の質問は終わりました。

次に、3番伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

一般質問通告書を読み上げて質問に代えさせていただきます。質問事項1. 行政懇談会の再開について。

以前に行われていた各区での行政懇談会ですが、新型コロナウイルス感染症が流行する数年前から開催されていないものと認識しています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって再開が遅れが生じていると思われませんが、各区での行政懇談会は年配の方も参加しやすく、貴重な意見や情報を効果的に集約し、より良い村づくりに繋がるものと考えますが、再開の目処について村長の見解を伺います。

2. 消防・救急体制の強化について。

令和4年度に策定された第5次伊是名村総合計画前期基本計画の項目の中で「一人ひとりが備える、安全・安心で強靱なしまづくり」があり、「村民・地域・行政・関係機関が連携して、消防・救急体制の強化を図ります。」等の内容が盛り込まれた素晴らしい計画が策定されております。

こうした計画の実現のために、集落内に設置されている消火栓の近くに消火用ホースなどの器材が内蔵されたボックスを設置し、付近の住民が初期消火できるような仕組みを構築してはどうかと考えます。

また、救急体制の強化として、救急救命士を雇用してはどうかと考えます。この2点を村長の見解を伺います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、伊禮正隆議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の行政懇談会の再開について、お答え致します。

行政懇談会については、平成31年5月に各集落を回り開催して以来、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の流行により開催しておりません。それ以前でも、十数年開催していなかったと記憶しております。

議員ご指摘のように、住民の貴重な意見等を集約して、より良いむらづく

りに繋げるためにも、行政懇談会は大切な場だと認識しております。

よって、新年度において、各集落に出向き、村の課題等や日常生活における身近な問題など、住民の声を直接聴いて、行政運営に反映させるべく開催していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い致します。

次に、2点目の消防・救急体制の強化について、集落内に設置してある消火栓については、村内各集落に、合わせて30基ほど設置されておりますが、既存の消火栓については、殆どが老朽化しているため、村内全域を含めた再整備ができないか検討しているところであります。

その際に、ボックスも併設できないか調整して参りたいと考えていますので、ご理解をお願い致します。

次に救急救命士の採用については、ご承知のように本村は、常備消防ではないため、消防職員が常駐している訳ではないので、非常備消防団で、仕事をしながら、いざ災害や事故があった場合に、現場に駆けつけ対応しているところであります。

よって、治療行為等の十分な知識や技能等がないため、対処に苦慮していることは承知しております。

そのため、毎年沖縄県消防学校から職員を派遣していただき、移動消防学校を開催して、救命講習等を行うなど、団員の技術向上に努めております。

また、消防学校において、令和5年度から新たに消防団員を対象とした急患搬送業務基礎研修を開催しており、本村からも2名の団員を受講させ、基礎的な知識と技能向上に努めております。

ご質問の救急救命士の採用については、情報収集を含め今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。以上です。

議長（潮平そのみ）

3番、伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

いま村長の答弁にありましたように、行政懇談については、令和6年度や

るということですよ。そしたら、なるべく早めに、私としては6月までにやるという返事がほしいです。

なぜなら、各集落も集落でできるものと、できないもの、村にお願いするものと会合が必要と思うんです。できれば、6月までにやるという村長の答弁があれば、総会前とか、色々、区の行政委員会を中心にしながら話ができると思いますので、6月までにできるか、回答をお願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時54分

議長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

伊禮正隆議員の行政懇談会の時期についてお答えいたします。

村長からも答弁があったとおり、早めに開催するということが検討はしたんですけれども、いま内花区のみが公民館が建設中ということで使用できないということもあって、7月に完成予定ということでいま実施しているところなんですけど、それを終えて各集落一斉に行った方がいいのではないかとということで、いま7月完成後以降に行うということで計画はしております。

前回やった懇談会、確か5月なんですけれども、できればその時期に行った方が、いまおっしゃったような集落の意見も反映できるかと思うんですが、今年は建設を見ながら7月以降に行うことでいま検討をしているところです。以上です。

議長（潮平そのみ）

3番、伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

いま課長が言われたように、早めということではありますけど、なるべく早めにやって、次年度に住民の意見を反映するようによろしくお願いま

す。

いろいろな課題があると思いますけど、各区に出向いて行政懇談をやった方が村づくりの反映と盛り上がりにつながると思いますので、よろしくお願いします。この1番目を終わりたいと思います。

2点目の消防・救急体制について、いまたぶんどこの区でも消火栓の近くに内蔵されたものはないと思います。

まず、はじめに各集落1箇所ずつ、いま村長もおっしゃったように老朽化しているとは言いますが、まず一つずつ、例えば公民館の近くにある消火栓に機材を内蔵したボックスを置いた方がいいんじゃないかなと思いますが、その辺はどんなですか。まず一つずつ、なければいま言ったように、夜中火災が起きた場合にはなかなか消防団も駆けつけるのも大変ですから、その辺をお聞きしたい。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いまこのボックスというのをちょっと確認したんですけど、通常は建物を建てた近くに、大体5メートル以内に設置するというのがありまして、いま村の既存の消火栓については、そういった取り決めがなく、一応設置した場合に、そういった費用を概算で試算したんですけど、このボックス、それからこの中に納めるホース、放水銃等、設置まで含めるとたぶん40～50万円はかかるだろうという試算は独自で行っておりまして、また、設置した後にボックスをどういうふうに管理するかというところで、要は盗難とか、子どもたちがちょっと興味本位で開けてしまって、いたずらすることも考えられるので、そういった管理方法も含めてちょっと検討したいなということで、今後の検討課題とさせているところです。

できれば、おっしゃったように、すぐ消防団が駆けつける前に、発見した人ができればいいかと思うんですが、ただ地区によっては水圧が強くて、不慣れな方がホースを延長して放水銃を持った場合に、ご承知のように水圧が強いために安全管理上ちょっと心配なところもありまして、その辺、各村民

の方もそういった練習をしながら技術を習得していただいて、進めていった方がいいのかということで検討させていただいているところであります。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 3 時 5 9 分

再開 午後 3 時 5 9 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

3 番、伊禮正隆議員。

3 番（伊禮正隆議員）

消火栓のあれは大体理解しました。早急にやるようによろしくお願ひします。

また、救急救命士については、なかなか大変ではあると思いますが、これも休憩でいいですか、すみません。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 4 時 0 2 分

再開 午後 4 時 0 2 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

3 番、伊禮正隆議員。

3 番（伊禮正隆議員）

いまの救急救命士の件ですけど、いま言ったように沖縄県には 12 市町村、非常備消防があるんです。他の市町村とも連携協議しながら、県、国に支援を求めて、ぜひこの救急救命士を雇用してほしいなとお願いして、この質問を終わります。

議長（潮平そのみ）

これで、伊禮正隆議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。
これで本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会いたします。

散会（午後４時０４分）

令和6年第1回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和6年3月13日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年3月13日	10時00分	議長 潮平そのみ
	散会	令和6年3月13日	14時30分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

5番	東江源也	6番	上原長良
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例
伊是名村税条例の一部を改正する条例
伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村森林環境譲与税基金条例
伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
指定管理者の指定について（定住促進住宅内花2号棟）
工事請負契約の変更について（定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5））
工事請負契約の変更について（消防団活動拠点施設建築工事）
沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
伊是名辺地総合整備計画の変更について
伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）
令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

令和6年3月13日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第18号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
2	議案第19号	伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例
3	議案第20号	伊是名村税条例の一部を改正する条例
4	議案第21号	伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第22号	伊是名村森林環境譲与税基金条例
6	議案第23号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
7	議案第24号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
8	議案第25号	指定管理者の指定について（定住促進住宅内花2号棟）
9	議案第26号	工事請負契約の変更について（定住促進住宅（勢理客地区）1号棟建築工事（R5））
10	議案第27号	工事請負契約の変更について（消防団活動拠点施設建築工事）
11	議案第28号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
12	議案第29号	伊是名辺地総合整備計画の変更について
13	議案第30号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
14	議案第3号	令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
15	議案第4号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
16	議案第5号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
17	議案第6号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
18	議案第7号	令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
19	議案第8号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）
20	議案第9号	令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）

議長（潮平そのみ）

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

ただいまの出席議員は、8人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第18号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第18号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を別添のように改正したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、一般職に属する常勤の職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員の給与を改定するとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要がある、本案を提出します。

別添、条例改正内容が添付されております。第1条においては、海事職給料表と行政職給料表の改正内容となっており、令和5年4月1日からの適用となっております。

第2条においては、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するという改正内容となっており、それについては令和6年4月1日からの施行となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第19号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第19号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

伊是名村手数料徴収条例(平成12年条例第23号)の一部を別添のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、手数料の標準額が改正され、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額が追加になり、条例を改正する必要があり、本案を提出いたします。

別添の新旧対照表のとおり、これまで手数料の種類及び金額を条文の中で明記しておりましたが、その一部を別表で掲載する内容改正と、郵便による申請の条文が追加になったこと等が主な改正内容となっております。以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号・伊是名村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第20号・伊是名村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第20号・伊是名村税条例の一部を改正する条例。

伊是名村税条例(昭和47年条例第36号)の一部を別添のように改正したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第34号)が令和6年2月21日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

別添の条例改正案ですけれども、税条例の附則の一部改正であります。令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の追加等が主な改正内容となっております。よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号・伊是名村税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号・伊是名村税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第21号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第21号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を別添のように改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

別添のとおり、改正前、改正後の新旧対照表のとおりですけれども、主にマイナンバーの利用範囲の拡大等と、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し等が改正内容となっております。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

ちょっとお勉強しながら習いたいんですが、特定個人番号、ちょっと勉強不足で特定個人ということについてご説明していただけますでしょうか。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子君）

東江議員の質問にお答えします。特定個人番号というのは、要するにマイナンバーカードのことを簡単に示しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第22号・伊是名村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第22号・伊是名村森林環境譲与税基金条例。

伊是名村森林環境譲与税基金条例について、別添のように制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条の規定に基づき、伊是名村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、基金を設置したいので、本案を提出いたします。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この基金条例の制定なんですけど、これは新年度予算の反映に何か関係出てきます。基金にもっていく、新年度予算には何か金額云々が関係してきますでしょうか。するか、しないかは別だと思ふんですが、わかりましたら。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

議長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。今回、この基金条例を提案しておりまして、令和5年度、

そして5年度以降、今年の補正により譲与税の積立を総務課の方で譲与税の方を受けますので、総務費の方で積立ということで予算計上しております。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いま言っている予算額が年度内で、当初予算で別に基金に繰出しも何もしなければいいんですけど、この年度内であればいいんですけど、今後の新年度予算にも反映させておりますかということを知りたいわけです。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

議長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えします。この譲与税に関しては、森林の整備とか、森林、いろんな木製品の購入とか、そういった事業を令和元年から譲与税があるんですが、非常に少額で、これまで学校とか、公共施設に木製品の整備を行ってまいりました。

しかし、少額なので、今回は基金を積立することによって、後年に大きな財源になって、それを活用して、さらに大きな事業に取り組むためにやっております。

5年度に関しても当初は森林の備品購入費の方で計上していたんですが、それを積立の方に回すということで、来年以降も基金が成立すれば、また積立を行って資金造成を行って、今後また森林の整備のときに活用していきたいということです。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号・伊是名村森林環境譲与税基金条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号・伊是名村森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第23号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第23号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

伊是名村国民健康保険税条例(昭和48年条例第11号)の一部を別添のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令17号)が令和6年1月26日に公布されたことに伴い、伊是名村国民健康保険税条例を改正する必要がある、本案を提出いたします。

別添、新旧対照表のとおり、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金、賦課金額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げる内容、そして低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準について、被保険者等に乗ずる金額を29万円から29万5千円にという改正内容となっております。よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第24号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第24号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例。

伊是名村定住促進住宅条例(令和2年条例第5号)の一部を別添のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、定住促進住宅内花2号棟の建築工事完成に伴い、伊是名村定住促進住宅条例に施設の名称及び位置を定める必要があり、本案を提出いたします。よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第25号・指定管理者の指定について(定住促進住宅内花2号棟)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第25号・指定管理者の指定について。

次のように定住促進住宅内花2号棟の指定管理者を指定します。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

名 称：定住促進住宅内花2号棟

所在地：伊是名村字内花2674番地2

2 指定管理者となる団体

名 称：内花区

所在地：伊是名村字内花3051番地54

代表者：区長 名嘉 清光

3 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

提案理由、定住促進住宅内花2号棟の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要と

するため、本案を提出します。以上、よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

指定管理、私は伊是名地区にいるんですが、伊是名自治区については指定管理をまだ受けたことはないんですが、この指定管理させたことについてメリットと言いましょうか、この辺が例えば行政間と自治区と、行政は確かに家賃徴収云々、あるいは清掃、この辺が楽ではあるんですけど、これが行政としてメリットがどうなのか、これまでの指定管理させたことによって、どういうメリットがあったのか。あればお聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

指定管理の件でお伺いということで、お答えしたいと思います。

まず、いま現在、仲田区、内花区の方で定住促進住宅の管理をさせていただいておりますが、まず管理につきましても区の方で定期的に清掃等、草刈りなどを行っていただいております、その費用は家賃から充てていくということになっております。

それについて村の方でもちゃんと規定を設けまして、区の方と協定を結んでおりますので、それについては、家賃の徴収関係も区の方で行っていただくということで、管理全般を区の方に依頼しておりますので、それについては、行政としても公営住宅とはまた別な方法で管理をさせていただいているということでメリットはあるのかなというふうに感じております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号・指定管理者の指定について(定住促進住宅内花2号棟)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・指定管理者の指定について(定住促進住宅内花2号棟)は、原案のとおり決定されました。

日程第9

議案第26号・工事請負契約の変更について(定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第26号の提案理由の説明の前に、先程、議長から許可を得ましたので、去った第1回臨時議会で審議いたしました工事請負契約と関連しましたので、この場でお詫び申し上げたいと思います。

去る3月の伊是名村議会第1回臨時議会において審議しました議案第2号・工事請負契約の変更についてということで、工事名が伊是名村簡易水道事業配水管布設替え工事の審議でしたけれども、その中において、東江清和議員から既にアスファルト舗装工事が着工されており、議会議決前の工事着手は不適切で、議会軽視であるとの指摘で村長の見解を質されましたが、私は議会の議決を経た工事について、400万円以上の金額変更については議会の議決を経なければならないということを承知はしておりましたが、元契約工事を進めながら変更工事請負契約分についても議会に提案し、工事着手できるものと認識していたことから、何ら問題はないと理解していると答弁しながらも、知識のなさもあり、確証がなかったこともあって、もし不適切であるならば、お詫び申し上げますが、まず関係機関等のご教示を仰ぎたいので、次の議会までには報告させて下さいと発言をしたところであります。

その後、同じような事案について調べた結果、元契約と同じ理屈で変更契約

についても議会議決後に初めて変更契約部分の工事に着手するという事になるとのことでありますので、今回の議案審議において、東江清和議員のご指摘のとおり、議決前工事着手になるということになっております。

そのようなことで、議案審議において、東江清和議員はじめ、議員各位に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、また村行政の信頼を損なう事案となり、そのことを真摯に受け止め、改めて心から深くお詫び申し上げます。

今後は、法令遵守を徹底して、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第26号・工事請負契約の変更について、提案理由の説明をいたします。

定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))
2. 契約済金額 6,336万円
3. 元契約に対する変更増額 704万円
4. 変更契約金額 7,040万円
5. 契約の相手方 株式会社 東開発

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))において、金属製建具工事等及び渡航費に要する費用を追加することに伴い、請負契約金額を増額変更したいので、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

別添、工事概要等を添付されておりますので、お目通しよろしく申し上げます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・工事請負契約の変更について(定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・工事請負契約の変更について(定住促進住宅(勢理客地区)1号棟建築工事(R5))は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第27号・工事請負契約の変更について(消防団活動拠点施設建築工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第27号・工事請負契約の変更について。

消防団活動拠点施設建築工事について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 消防団活動拠点施設建築工事
2. 契約済金額 9,130万円
3. 元契約に対する変更増額 475万2千円
4. 変更契約金額 9,605万2千円
5. 契約の相手方 株式会社 東開発

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、消防団活動拠点施設建築工事の渡航費に要する費用を追加することに伴う請負契約の変更については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

なお、別添、工事概要等を添付されておりますので、以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号・工事請負契約の変更について(消防団活動拠点施設建築工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・工事請負契約の変更について(消防団活動拠点施設建築工事)は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第28号・沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第28号・沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、浦添市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、

浦添市が加わることに伴い同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第252条の6の規定により、本案を提出いたします。以上、よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号・沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号・沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第29号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第29号・伊是名辺地総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業名及び事業費の額、辺地対策事業債の予定額の変更。及び事業の追加をす

るため本案を提出いたします。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号・伊是名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第30号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第30号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について。

伊是名村過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村過疎地域持続的発展計画において過疎対策に必要な事業名及び事業費の額、過疎対策事業債の予定額の変更。及び事業の追加をするため本案を提出します。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第3号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第3号の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、予算総則第1条から第4条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億40万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,305万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、不用見込額や最終支出額を見越して関連する歳入歳出予算を減額するものであります。

歳入につきまして、14款国庫支出金で1,357万1千円の減、15款県支出金で374万8千円の減、17款寄附金で1,514万7千円の増、18款繰入金で1億4,482万5千円の減、19款繰越金で9,424万6千円の増、

21款村債で1億4,634万2千円の減額となっております。

その主な内容といたしまして、14款国庫支出金及び15款県支出金で、各補助事業において実績を見越しての減額となっており、17款寄附金では一般寄附金及び尚円王の里いぜな島応援寄附金の実績に伴う増額、19款繰越金で前年度繰越金の全額計上、21款村債で臨時財政対策債の減、それぞれの事業費確定による減額となっております。

歳出につきましては、1款議会費で426万4千円の減、2款総務費で1億5,440万2千円の減、3款民生費で866万8千円の増、4款衛生費で1,222万4千円の減、5款農林水産業費で435万9千円の減、6款商工費で228万6千円の減、7款土木費で193万円の減、8款消防費で3,016万円の減、9款教育費で1,114万6千円の減、10款災害復旧費で501万円の減、12款諸支出金で1,670万8千円の増額となっております。

その主な内容といたしましては、1款議会費では、旅費等の減額となっており、2款総務費では、人件費や旅費等の減額、屋ノ下原用地整備事業で未完了分を減額して、令和6年度予算に計上している他、沖縄振興特別推進交付金で予算執行調査をふまえての減額補正を行っております。

3款民生費では、人件費等の減や国保特会への繰出金の増額、自立支援給付費で扶助費の増額となっております。

4款衛生費では、予防費にて各事業費の実績を見越しての減額や、塵芥処理費にて墓地整備計画策定業務委託料の減額となっております。

5款農林水産業費では、県営事業負担金等の減額、農林水産物条件不利性解消事業費等の減額となっております。

6款商工費では、人件費や需用費等の減額となっております。

7款土木費では、北部連携促進特別振興事業特定開発事業（南風原線）で事業費の減額となっております。

8款消防費では、消防車庫整備事業で工事請負費の減額となっております。

9款教育費では、人件費等の減額や、認定こども園建設費の減額となっております。

10款災害復旧費で、村道崎原線災害復旧費及び漁港災害復旧費の減額と

なっております。

12款諸支出金では、企業版ふるさと納税基金積立金等の増額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。令和6年3月12日、伊是名村長 奥間守。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

歳出の27ページ、1点だけ伺います。18、負担金補助及び交付金、伊平屋・伊是名架橋建設促進協議会、この件について伺います。先の9月定例会で一般質問まで行いました。それが今日このように減額補正となっております。ということは、答弁に対して村長、係、担当課長は実施してないということなんです。その理由、どういう状況だったのか、ひとつ説明を求めます。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。ご質問の架橋の建設促進協議会への100万円の減額ということなんですけれども、去った9月議会においてご質疑、ご質問いただき、年内に再活動をするとお答えしたわけなんですけれども、ちょっと課内の職務の調整が不足していて、いま新年度に向けて準備しておりますので、申し訳なく思っております。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 03 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

先程の答弁に対して補足という形で、100万円減額をしておりますけれども、この活動をしてないということで架橋協議会自体で700万円ほどの予算があるということで、今回減額措置ということにしております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

まず、できなかった理由、課内の職員不足なんでしょうか。村長、議会の議員の一般質問はもう少し重く受け止めた方がいいと私は思います。常に私たちは車の両輪のごとくということも言っていますが、この一般質問もして、そして予算審議の中でも再三やって、いま時期的にも大変な状況でありまして、いまがチャンスだということで私この架橋の方に専念しているわけです。協議会等々とも連絡取りながら、伊平屋とも連絡取りながら、そして早速、活動に入って、協議会を早めにとということで一般質問まで行っております。それが9日まで何の連絡もなし、今日聞いてみたら職員が不足、いま職員はいるんですか。こうなるともうあてにならないですね。それはそれとして、何とか新年度に向けて一刻も早く、いま700万円の話があったんですけども、700～800万円ぐらいあるのは、予算も前回の予算書がありますから知っています。これを減額をしたからということ、これは事業をやっていないからするべきですよ、これそのまま協議会に残すということはまずできません。これはもちろんこういう形でやるべきです。

私は4年前の調書を見てみたら、メンバーだけを替えたらずぐできるような感じがするんですよ、課長。メンバーさえ入れ替えされたら開催いつでも

できると思います。既に決もすぐできる状況でありますから、これは規定では6月なんですけれども、4月にも、5月にもできると思いますが、今回また約束なんですけれども、この状況では職員いないということですから、もう約束はするかどうかわかりませんが、村長どうでしょうか。一刻も早く開催していただけないでしょうか、答弁をお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

架橋建設促進協議会については、早めに開催していくと、この前、一般質問等でも質疑があつて答弁したと思いますが、あれから確かに昨年、庁舎建設とか、またトライアスロン大会も久々に開催したとか、そういったことで職員にもいろいろな負担がかかっていたものと察するわけですが、その点できなかつたことに対して深くお詫び申し上げます。

今回、施政方針にも掲げましたとおり、早めに新年度は協議会を再開して、架橋建設の機運を両村揃ってそういう意思疎通も図りながら、その建設に向けての取り組みを進めていきたいと考えておりますので、議員皆様のご協力もよろしくお願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

少し情報だけ言いますけれども、4月中旬頃には名護の方で総決起大会も既に情報来ています。その辺りもまた昨年度同様行うはずですから、一日も早くというのは、私たち伊平屋村と常に連絡取り合つて議会同士やっています。それが進まない限りは、僕だけの単独ではどうしようもないんです。ぜひ、このメンバー、両村合わせたら60名ぐらいたぶんいると思うんです。

県議会の2月定例会の答弁を皆さんに情報提供します。6年度でいままでやってきた平成27年から具志川島のボーリング調査等々、常に村長がおっしゃっています。その報告は受けていると思うんですけども、ほとんど完了

しているみたいですよ。集大成として、この6年度でこれが採択になるか、ならないか検討に入るそうですよ。それぐらい進んでいる状況です。いまがチャンスです。これを何とか採択させるように、僕は村民機運をあげてやるべきだと思って、皆さんに質問しています。

そういうことですので、ぜひ村長、早めの開催で、ぜひ盛り上げるようにお願いして質疑を終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

37ページ、民生費、社会福祉費の中の老人福祉費、これの中の扶助費、金額が40万5千円、電動三輪車ということなんですが、これは村長の施政方針の中には電動カートと、いろんな謳い方があるんですが、名前、この三輪車というのは電動カートということになるのか。及びそうであるんだったら、購入実績台数、令和5年度内で何台購入を予定されていたのか、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子君）

東江議員の質問にお答えします。正式名称は、電動三輪車等ということで、電動カートではないので、すみません、お詫び申し上げます。

5年度の扶助費の購入予算としては、15万円の10台程度を予想していましたが、今回、すみません、ちょっと実績では5台から8台だったかと思っています。正確な数字は、今日いまお持ちではないので、あとでまた報告させてもらいたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

扶助費ということで、老人福祉、非常にいいことであります。外出支援及び免許返納者に外出機会を与えるということは非常にいいことでありますの

で、新年度もこの予算は計上されていると思うんですが、この見込みする方が私の近辺でも新車買ってすぐホームに行ったとか、こういう人たちが何件かいまして、いろんな方法はあるかと思うんですけど、ぜひ申請、課長、今後申請は増えそうなんですか。老人もだんだん少なくなって、いまほとんど外出、歩いて外出する高齢者が非常に少なくなっています。社協も戸口まで迎えに来るといような感じで、非常に外出する方が少ないんですよ。

こういうことで、今後も支援するのは非常にいいことです。新年度増える見込みがあるのか。これは新年度予算で協議することですけど、引き続き支援はやっていただきたいと、今回40万円相当落とされておりますけど、15万円相当とすると、3台相当になるのか。以上、終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

私から27ページの6目交通安全対策費についてお伺いします。174万4千円、大体でいいので、その内訳、どういったものに使いましたよというのをちょっと教えていただきたいです。

議長（潮平そのみ）

総務課長（諸見直也君）

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。交通安全対策費、これは主にこれまでカーブミラー等の設置等を行っておりまして、今回、減にしたのは、工事費の入札残が出たということで減額をしております。ほぼほぼ80万円ぐらいは設置工事にかかるもので、あとは証紙とか、あとは活動に対する旅費というのが主な内容となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

カーブミラー等の設置というふうに答弁がありました。今年度、カーブミラー何箇所設置されたか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。今年度は2基です。内花の十字路の方です。崎原線との十字路の方がちょっといまミラー自体が台風で破損しておりましたので、そちらの方、あともう1箇所は仲田港から諸見の方にあがる十字路、こちらの方もカーブミラーのミラー自体が破損しておりましたので、その2箇所を今回設置いたします。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

2箇所ということで了解しました。昨年5月2日に村民の方から2箇所ほど設置できないかというふうに要望をいただいて、次年度予算を組んで検討していきたいという回答を担当の方からいただきました。

応急措置としまして、枝を伐採して見やすいようすぐ対応していただいたことには感謝申し上げます。

来年度、この2箇所、やる、やらないをちょっと判断していただいて、ぜひ検討していただきたいなというふうに要望しまして、質問を終わります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号・令和5年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時59分

議長(潮平そのみ)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15

議案第4号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは、議案第4号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,677万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,833万1千円とするものであります。

歳入につきましては、6款県支出金で2,390万1千円の減額、9款繰入金で1,827万6千円の増額、10款繰越金で2,239万7千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で会計年度任用職員の人件費等で194万4千円の減額、2款保険給付費で被保険者の療養給付費や高額療養費で488万1千円の増額、6款保健事業費で特定健康診査等事業費にて委託料等で439万7千円の減額、9款諸支出金で令和5年度事業実績報告の確定に伴う保険給付費返還金で44万9千円の増額、10款予備費で1,778万3千円の増額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第5号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第5号令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,074万3千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金で一般会計からの事業費繰入金30万円の減額、7款村債で、簡易水道施設整備事業債30万円の減額となっております。

歳出については、1款総務費の役務費等で39万8千円の減額、2款事業費の会計年度任用職員報酬や配水費で679万9千円の減額、6款予備費で659万7千円の増額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第6号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第6号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算の総額の変更はないものの、歳出科目の金額の組替えを行うものであります。

歳出につきましては、1款総務費で旅費11万円の増額、2款事業費で電気代やボーリング調査業務委託等568万7千円の減額、6款予備費で557万7千円の増額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第6号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第7号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第7号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の総額の変更はないものとし、歳出科目の金額の組替えを行うものであります。

歳出につきましては、1款事業費で光熱水費や修繕費で370万円の減額、2款予備費で370万円の増額となっています。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第8号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第8号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）は、予算総則第1条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,077万4千円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰入金で自動車航走コスト負担軽減事業繰入金36万6千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で会計年度任用職員の人件費や公課費の消費税等で395万5千円の減額、2款船舶費で職員手当等85万8千円の減額、6款予備費で517万9千円の増額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご

審議よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20

議案第9号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第9号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080万5千円とするものであります。

歳入につきましては、2款寄付金で340万8千円の増額、3款繰入金で310万3千円の減額、4款繰越金で前年度繰越金194万3千円の増となって

おります。

歳出につきましては、1款総務費で集金代行業務委託料17万7千円の減額、2款事業費で奨学金給付金及び貸付金496万2千円の減額、3款積立金で育英基金積立金768万7千円の増、4款予備費で30万円の減額となっております。

尚、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

9ページの方をお願いしましょう。ここ2～3年、過去何度か質疑をしているつもりですが、こちらの方は今回貸付の方がかなり減額になっています。この予算の組み方なんですが、過去も聞いてみたら約10名程度とか、いろいろあったと思います。今回、これからすると、半分以下の感じがします。

その予算の組み方というのは、毎年同じように10人検討でやっているのか、それとも何か調査されて貸付とか、そういったのが希望がある予想でされているのか。見たら成果が毎年半額ぐらいなんですよ。こういった形で、この満額、補正前の額を見ると、たぶん貸付の方は600万円くらいだったと思います。二つで700万余円になると思うんですけども、奨学給付の方も残っているという形ですけども、せっかくある制度ということで、私毎年言っているつもりですけども、希望者がいないのかどうか、その原因を説明願います。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、東江隆路君。

教育振興課長（東江隆路君）

ただいまのご質問にお答えいたします。いま議員ご指摘のとおり、予算枠につきましては、前年並みに予算は毎年計上してございます。

ただ、貸付希望者が予算計上額よりも大幅にいま下回っているという状況でございます。

ちなみに、平成5年度の貸付金の実績でございますが、人数にして4名、金額にして216万円というふうになってございます。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

今回に限らず、私はここ2～3年、同様な感じがしますけれども、最近、少なくなっているのかどうか、あえて必要ないのかどうか、そのあたり気づくと思うんですけども、予算の組み方というのは従来どおりやっていくつもりなのかどうか、そのあたを再度、最後にお聞きいたします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、東江隆路君。

教育振興課長（東江隆路君）

今後と同じように組んでいくのかというようなことでございますけれども、6年度に関しても5年度並みに予算計上はされているかと思っておりますけれども、ただ、毎年どのぐらいの人数が貸付を希望するかというのは、いまのところ予想できないということもありまして、もしかしたら令和5年度より令和6年度は少し増えるかもしれない、そういう調査を事前にするわけではございませんが、ある程度の予算枠は持っておいた方がいいのかなというふうに考えてございます。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

最後に、第1回臨時会において建設環境課長の答弁についての申し合わせがありますので、これを許します。建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長(濱里 篤君)

それでは、2月に行われました第1回臨時会での東江源也議員の質疑の中で、一部間違った答弁をしている箇所がございましたので、こちらで訂正してお詫びしたいと思います。

まず、契約案件につきましては、地方自治法の96条第1項第5号において町村では5,000万円以上、議会事項でございます。その質疑の中で否決された場合、失礼しました。その前に、契約案件でございましたので、議会の議決を経ております。議会の議決を経た工事の変更については、村の専決事項の指定で400万円以上は、議会に諮らなければならないということになっておりました。

その関係上、議案を上程しまして、可決いただき、大変有難うございます。その中で、否決された場合の質疑がございましたが、否決された場合は、地方自治法の法律に定められている事項に反しますので、法律違反の状態となります。

その関係上、可決いただくまでは、正式な契約には至らないということになります。

ただし、業者との契約は結んでおきまして、業者に瑕疵がない場合、村としてはその契約の履行ができない場合には、司法の方に訴えられた場合は、損害賠償の責めを負うということになっております。

そういうことから契約は有効になっていると回答いたしましたが、法律上は可決いただかないと、違法の状態ということになります。ということで、訂正してお詫びしたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

お諮りします。令和6年度当初予算説明会のため、3月14日（木曜日）は休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、3月14日（木曜日）は、休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後2時30分）

令和6年第1回伊是名村議会定例会会議録 第3号				
招集年月日	令和6年3月15日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和6年3月15日	10時30分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和6年3月15日	15時19分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

5番	東江源也	6番	上原長良
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和6年3月15日

令和6年度伊是名村一般会計予算
令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算
令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算
令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算
伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例
教育長の任命について
教育委員会委員の任命について
人権擁護委員候補者の推薦について

令和6年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和6年3月15日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第10号	令和6年度伊是名村一般会計予算
2	議案第11号	令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
3	議案第12号	令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
4	議案第13号	令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算
5	議案第14号	令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算
6	議案第15号	令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
7	議案第16号	令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
8	議案第17号	令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算
9	発議第1号	伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
10	同意第1号	教育長の任命について
11	同意第2号	教育委員会委員の任命について
12	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について

議長（潮平そのみ）

本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

ただいまの出席議員は8名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度伊是名村一般会計予算は、予算総則第1条から第5条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,539万2千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」、一時借入金の借入の最高額は10億円、歳出予算の流用については、第5条のとおりといたします。

予算総額37億6,531万2千円は、前年度当初予算額より5億7,437万円の減となっております。

性質別内訳では、義務的経費で80万2千円の増、投資的経費で7億646万8千円の減、消費的経費で8,942万円の増、その他経費で4,187万6千円の増となっており、全体としては減額の予算編成となっております。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、昨年度と比較して7款地方消費税交付金、沖縄県からの見込み額通知により251万円の減、14款国庫支出金では、北部振興事業で実施する南風原線道路改良事業及び臨海ふれあい公園施設機能強化事業の計上等による2億508万7千円の増、15款県支出

金で伊是名漁港海岸事業勢理客地区及び水産物供給基盤機能保全事業の計上等により、1億5,919万9千円の増、18款繰入金で財源不足を補うため、財政調整基金の繰入や企業版ふるさと納税基金繰入金の継続等による増額他、新庁舎建設事業の完了による庁舎施設整備基金繰入金の減により2億3,033万3千円の減、19款繰越金で前年度繰越金4,999万9千円の増、21款村債で旧庁舎解体撤去工事等の計上や、新庁舎建設事業完了により8億10万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款議会費で66万円の減、2款総務費で新庁舎建設事業費完了により8億2,717万5千円の減、3款民生費で障害者福祉計画や高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の策定等により1,716万円の増、4款衛生費では循環型社会形成推進交付金事業に対して、ごみ処理施設基幹的施設整備事業費の計上により1億3,291万9千円の増、5款農林水産事業費、伊是名漁港海岸整備事業勢理客地区や水産供給基盤機能保全事業等により2億2,915万1千円の増、7款土木費で南風原線、チヂン線道路改良事業費等により1,648万8千円の減、8款消防費で消防車庫整備事業完了により1億5,455万6千円の減、9款教育費で小中学校体育館漏水補修や給食センター運営費により食材費高騰のため、賄い材料費の増額等による1,711万3千円の増、11款公債費で56万9千円の減となっております。

なお、一般会計予算の概要につきましては、令和6年度施政方針19ページ以降にも記述してあります。

また、予算総括表及び目的性質別予算内訳表も記述されておりありますが、詳しい内容につきましては、当初予算10ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

ご承知のとおり、本村は一般財源のほとんどを地方交付税や交付金などの依存財源に頼っている状況であり、尚一層の歳入確保に努めることが重要となっております。

併せて、歳出につきましても経常収支比率が依然高いことに加え、定住促進住宅整備、旧庁舎等解体撤去事業、臨海施設機能強化事業などの大型公共事業の実施が予定となっていることから、計画的な財政運営に努め、これまで同様

に歳出削減に全庁あげて取り組む所存でございます。

令和6年度伊是名村一般会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1件だけ質疑いたします。123ページ、昨日は予算説明会を受けました。そこで大まかな予算の内容等々はわかりました。しかし、昨日もこのページの農地費の事業内容の説明の下から2番目の農地耕作条件改善事業(上村西第1地区)は場所だけをお伺いしまして、その他は昨日説明を受けてなくて、今回さらに質疑していきたいと思いますが、まず、今回採択できたということを昨日確認しておりますが、上村地区の採択面積、そしてこの採択の期間、そして事業費等々の採択などありましたら、細かく説明を求めたいと思います。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

議員のご質問、ご質疑にお答えいたします。農地耕作条件改善事業(上村西第1地区)においては、タチハ地区と拝ノ前裏の場所になりますが、受益面積については18.6ヘクタール、受益戸数43戸、内容におきましては、耕作放棄地の解消で4ヘクタール、農道等の整備事業で4,947メートル、こちらの方の事業を令和6年度から令和8年度の3年間、総事業費が2億8,750万円ということになっております。以上であります。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

わかりました。実は、この件ですが、私偶然、最近、この件、ある農家から

連絡があって、調査していた事業ではあったんです。この地区は県営上村地区として整備されて、昭和63年から平成10年で完了した地区であります。

当時からすると、約30年余りになりましょうか、その中でいろんなことがあるということを聞いていましたけれども、いま川端ダムの下流側の方が特に問題になっていたということで、その辺りが採択にこぎ着けたということで大変高く評価しております。大変お疲れさまでした。

この予算の説明の方で、63,000とあるんですけれども、ちなみに、この中身の方を見てみたら、まずは設計の方かなと思うんですけれども、どれがどれを合計されたのか、そのあたりわかりませんが、まずは初年度は設計かなと思います。いまの場所あたりはかなりはげが悪いのか、湧水があるのか、そういうことをされております。あとはいま見たら農道整備ということで延長もされていたんですけれども、その他に農家からははげが悪い、湧水があるとか、いろんなことがあるかもしれないです。その辺りは十分に再度農家の皆さんにも説明などをして土地改良とも連携しながら設計の段階において、さらに詳しくやっていただきたいと思うんですけれども、3年間の間でぜひ再整備ができて、農家の増産に繋げていければと思っています。

最後にもう1点、他には湧水箇所はなかったのかどうか、その工法についていま確認したのは、圃場改良するというだけですか。あとは農道整備だけなんですけれども、他に暗渠等々のものはないのかどうか。その辺りいまの段階でわからないかどうか、ちょっと確認したいと思います。どうぞ。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えいたします。まず、今回の6,300万円の事業費の中で、約4,000万円余りの方で設計、残りの金額で、一部農道整備の工事費を計上しております。

今回、詳細設計に入りますので、その中で土地の調査も含めて、湧水箇所等の確認も含めて、事業上は暗渠排水の整備等々も可能でありますので、その辺も含めて変更等々、可能であればかけながら、そういったことで営農支援に繋

げていければと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

ぜひ、頑張って再整備に向けて農地の方を整備していただきたいと思います。最後になりますけれども、もしよろしければ公地図などの説明資料もあると思いますので、その辺りは後程提供してもらえたらと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

こんにちは。私から173ページの4目給食センター建設費、説明書きに廃目と書かれております。

また、伊是名辺地総合整備計画の新旧対照表を見ても予定が2年ほどずれ込んでいるのかなということを読み取りました。それに合わせて、以前、私が一般質問でグラウンド整備の件をお伺いしました。

その際、認定こども園とか、幼稚園とか、給食センターの整備、これに影響されて終わり次第、グラウンド整備というふうな回答だったかなと議会だよりを読み返してもそのように理解しております。

確認と言いますか、お聞きしたいのは、給食センターの建設整備が遅れることによって、グラウンド整備もずれ込むのか、ちょっと確認させて下さい。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、東江隆路君。

教育振興課長（東江隆路君）

それでは、高良真伊議員のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり、施設の整備がずれ込みますと、それに伴いまして、グラウンドの整備もずれ込むということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

わかりました。私の一般質問の際に、グラウンドが使える5年後というふう
に聞いていて理解したかなと思いますので、さらにずれ込むとなると、6～7
年かかるのかなということで、小学校1年の子がグラウンドで授業することな
く卒業して中学校にあがると、とても残念だなという気がしますので、何か別
の方法でグラウンド整備行えないか、執行部の皆さんにはぜひ汗を流してい
ただきたいなと要望しまして、質問を終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは、81ページお開き願います。2款総務費の1目伊是名島観光振興
事業、その中でいぜな村まつりの支援事業、多額の経費をかけてまつり等も行
うわけですが、毎年まつりの取り組み状況が、私たちはまつり開催して初めて
工夫が足りないなというような感じがして、終わったら終わったですすぐ忘れる
というような感じになるわけですよ。

このまつりの内容を見ますと、どうも村民、あるいは郷友の島外からもたく
さんお客が来るわけですけど、あるいは郷友会あたりの役員さんたちもぜひま
つりは一緒にしたいということで来るわけでありますが、そこでまつり開催し
て初めて、どうも内容が品薄だなというような反省がいつも投げかけられます。
これは見ても村民から内容がどうも一工夫足りないなという感じがするわけ
ですけども、そこでぜひ各地域にはいろんな伝統文化もありますし、以前の五
かいちえみみたいな感じのやり方の工夫も必要だろうと、あるいは既成団体、
サークル団体も結構あります。そういう人たちもひとつ工夫して出せるような、
あるいは郷友会にも参加呼びかけをして催し物を出せるような方法、舞台だけ
ではなくて、いろんな工夫が必要だろうと思ったりなんかしております。

そこで課長、この取り組みについてぜひ一工夫されて、村長いい内容まつり、
例えば、村民参加でするとなると、くじがあるから行く、あるいは花火がある
から行くというような感じの参加のあり方が最近はあるって、そういう苦情もあ
るわけですよ。

そういうことも含めて、いい内容にもっていけるような方法をぜひ村長一工

夫、これはまつり実行委員会ということで協議をされるわけですよ。私たちは、この委員会の中には、行政組織の中には議会は入っていないわけですが、だがしかし私は既成の三線文化とか、そういうのを育てる立場にもありますし、島外との関係も含めて交流も結構あります。その人たちからも要望あるわけですが、何とか工夫して、村民参加でくじや花火だけに行くのではなくて、子どもから大人まで既成の団体も育てながら、一工夫してのまつりがあればいいなという感じはするわけですが、その点について村長、あるいは担当課長、ぜひ、よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

確かにいま東江議員がおっしゃったとおり、村の各字で継承されている伝統芸能等、そういうのもまつり等で発表といいますか、催し物として出される場合は、村の伝統文化の継承継続にも繋がっていくものと、その辺は重々理解しているところであり、そういうことでまつりの内容については、主管課を中心に実行委員会等でいろいろ審議、協議することではありますけれども、去年も確か各字の伝統芸能、主管課の方では取り入れるということで、それは一応打診というか、案はあったと理解しております。

そういうことで最終的に各字からの協力が得られなかったのか、その辺は深く理解しておりませんが、いまおっしゃったように、今後そういうのもぜひ進めていきたいと思えます。

いまの答弁につきましては、また主管課長から補足答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

お答えします。去年のまつりに関しては、うちの課の取り組みのスタート自体が遅れたということと、当初、各字の青年会と言いますか、エイサーを全部一度ここに出してみたいという考えがありまして、打診しました。

でも、結果、各字の区長さん、あるいは青年会長さんからいろんな問題が提起されてきて、実現しなかったという経緯があります。

ただ、このことを踏まえて、アンケートにもいくつかあったんですけど、地元の芸能といいますか、地元の人たちが舞台に立てば、非常に楽しいという意見もありました。

そのことを踏まえて、今年度については、早めの取り組み、ぜひ、多くの村民の方々、そこにはお年寄りから子どもまで幅広い年代層の方々がいるので、ぜひ、その方々の全員が楽しんで良かったなど、結果として良かったというあとからの結果が出るような形で今年度は取り組んでいきたいなと思っています。

ただ、昨年度唯一良かったかなと思っているのが地元の皆さんのロックバンドといいますか、これはある層に限ってのことだったんですけども、それも良かったかなと、そういうのも含めながら、いま清和議員が言ったように、伝統芸能がなくては僕もならないと思いますので、その辺、次年度は強力に進めていきたいなと思っています。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

去年の反省もあるというような感じではあったわけですけども、村内にも先程言ったようなロックバンドのグループとか、既成の団体があります。決して派手なまつりではなくて、古風なまつりでもいいんじゃないかということで、例えば民俗文化というのは表には出ないような、あるいは内容のあるこういう催し物もありますので、ぜひ、こういうのも含めて、今後進めて取り入れていけばなと思います。

郷友の方たちからもぜひ一つ舞台あたり依頼があれば、その向きの伊是名に担ったような芸能文化も出していきたいということで、こういうこともぜひ依頼があればやるということもありますので、ぜひ一工夫してもらいたいと思います。

私も去年の反省からしますと、何か出店まつり、あるいは花火まつり、くじまつり、これに似たような感じのものが増えて、村民参加型のまつりでは

ないのではないかということが伺えました。

ぜひ村長、あるいは担当課長、実行委員会にこれを提起しまして、また、こうすることによって、既成の団体が生まれるわけですね、例えば最近、非常に盛んにやっているのはフラダンスサークルとか結構やっております。あるいは、伊是名地区では民謡教室もやって、つい先日、三線の日には伊是名の公民館から生放送をやって「かぎやで風」を発表したというようなこともありまして、非常に一生懸命子どもから小学生、大人まで、こういうのもやっております。

そうすることによって、こういう団体が生まれてきますので、ぜひ教育委員会、生涯教育も含めて、こういう感じの事業あたりも発掘して、まつりに参加させるようなことを發揮してもらいたいと、そういうような感じで思っております。以前五かいちえみみたいな感じの舞台発表、非常に盛んにやっておりました。

最近では、各々の伝統芸能もだんだん下火になっていくような感じもしまして、何と言うのかな、テレビの影響なのか、お笑い番組にみんな走っちゃうという感じの内容がありますので、古風な出し物のまつりでもいいんじゃないですか。こういうふうな感じの取り組みもぜひやって、まつりを充実させてもらえればと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

120ページ、農業振興費の中に今年も伊是名村6次産業化・地産地消推進事業とあるんですけど、これ昨年の実績と、今年度はどういうふうに行っているかということをお伺いしたい。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えします。伊是名村6次産業化・地産地消推進事業について、以前より源也議員からもご質問あって、前段階ではコロナの状況でなかなかできなかつ

たというのがあったんですが、今年度から取り組むというふうにやってはいましたが、今回もまだ開催はされてなくて、農林水産課としても申し訳なく思っ
て、次年度、6年度についてはしっかり会議を持って、伊是名村の六次産業化
ができるものは何なのか等々、会議を持って進めていきたいと思しますので、
今後ともまたよろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今年度から始めるということなんですけど、6次産業、一番伊是名村にとっ
ても大切なこれからの事業だと思いますので、私の意見からすれば12万6千
円というのは、あまりにも意気込みが足りない予算かなと思いますので、もう
ちょっと力を入れて、これを推し進めて、島の6次産業を作っていけたらいい
と思いますので、ひとつよろしく願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

いまの件ですけれども、いま6月に向けて地域おこし協力隊、6次産業に特
化した人と、あと特産品に特化した方の募集かけて、これから面接をすると、
いまから募集をかけるんですけれども、6月に向かってやるということで考え
ております。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いろいろな人材、業者とか、商工業交えて力を合わせて頑張っているのを進
めていけたらと思いますので、ぜひ頑張ってください。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

ページを81ページに戻していただいて、伊是名モータースポーツ支援事業

についてお聞きします。私、昨年の12月一般質問でも取り上げさせていただいたんですけど、その際、村長の答弁でこのようにありました。事業効果等も検証しながら、事業の実施、継続等を見極めていきたいと考えておりますと、検討した結果、予算も増えて、回数も来年度は増えることになっているようです。

村長に声を届けたいと思います。私、この一般質問をしたとき、村民にこの議会だよりが届いた3日連続で真伊議員、このモータースポーツ取り上げてくれて有難うと感謝されました。

中には、握手する方もおられました。我々、議員の中でもモータースポーツ支援事業はもうそろそろいいんじゃないかなと、我々は村民の代表なんですけど、もう議員の中でもそろそろいいんじゃないかなという声が多数を占めております。

そこでお聞きしたいんですけど、令和7年度、同じように考えているのか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

それでは高良真伊議員の質疑にお答えします。まず、6年度の開催については、モータースポーツとしてトラックレース2回の開催、ジムカーナ1回、ドリフト1回の開催と、4回を計画しているところでございます。

7年度についてのご質問ではございますが、主管課としては滑走路の利用の効率に繋がるという考えでもっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算に賛成の討論を行います。

歳入歳出予算総額は37億6,539万2千円で前年度比較13.2%の減予算となっている一方。

奥間村長の就任2年目の大型予算の編成となっています。令和5年度において小学校建設や新庁舎の完成に至り、職員の努力に高く評価するものです。さらに継続的なハード事業、ソフト事業が着々と遂行され、新年度予算には大型予算の臨海施設機能強化事業の補助メニュー取り組み予算。また診療所新築移転工事の要望に県は応え、工事決定し、北部医療センター開院までの診療所の完成を目指すことに計画されていました。心配された移転先予定の旧庁舎の解体撤去事業の予算化もされています。

そのほか村長の公約に添った令和6年度の施政方針を掲げて、各款の新規事業等々など、これまでの整合性にあった編成になっていることを確認しました。

現在、職員不足の厳しい職場体制が続いているということを伺っていますが、引き続き、各款項目予算の執行に万全を尽くし村民の所得の向上、豊かな村発展に総力を挙げて、村長を先頭に全職員の力を結集されて予算の執行に努めて頂きたいと思います。

よって、本議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算には賛成の立場で討論と致します。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第10号・令和6年度伊是名村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第11号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第11号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,238万2千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は1億円、歳出予算の流用については、第3条のとおりといたします。

歳入については、1款国民健康保険税で2,394万8千円、6款県支出金で1億8,692万3千円、9款繰入金で3,446万4千円、10款繰越金で702万1千円となっております。

歳出については、1款総務費で1,432万2千円、2款保険給付費で1億781万9千円、3款国民健康保険事業費納付金で6,178万円、6款保健事業費で367万5千円、8款公債費で20万円、9款諸支出金で10万6千円、10款予備費で147万6千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比1,729万6千円の増額で、歳入については前年度と比較して1款国民健康保険税で所得の減額を見込んで5万9千円の減、6款県支出金で普通交付金の増額を見込んで1,179万2千円の増、9款繰入金で一般会計繰入金145万7千円の減額となっております。

歳出については、1款総務費で職員人件費、報酬等の見直しで234万4千円の増、2款保険給付費で医療費の増額を見込んで1,120万4千円の増、3款国民健康保険事業費納付金で一般被保険者医療後期高齢者支援金の負担金増額を見込んで702万円の増、6款保健事業費で特定健診事業の見直しで327万2千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を、地方自治法第96条第1

項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

国保会計を見ますと、非常に厳しい財源の中で運営されているという状況が伺えます。

そこで沖縄県では、いま国民健康保険事業の運営協議会というのが立ち上げられまして、令和10年に向けて県下保険税の統一化、均一化及び健康保険事業会計を統一するというような話が出ております。これが令和10年には県の方針、指針でもって統一化に向けていま準備を進めているということですが、その件について村長、あるいは担当課長、もしおわかりでしたら、中身について詳しくご説明できればと思っております。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子君）

東江議員の質疑にお答えいたします。沖縄県の方では、平成30年度から保険料を均一化するための共同での取り組みの方、協議会の方が立ち上げられております。

いま現在、県の取り組みの状況として課題が5つほどありまして、保険料の統一、均一化、また赤字解消の削減の取り組み、そして保険者努力制度の対応に対する取り組み、そして10の標準化、効率化、広域化ということで取り組みをしています。

あと県と市町村との連携ということで、5つの項目を取り組みとしてあげており、協議会の方で諮っております。

主に保険料の保険税の方の統一ということを近年は協議しておりまして、や

はり全市町村の保険料を均一するという事はかなりハードルが高いということで、小さい市町村と大きい市町村の医療費の格差というのが一番の課題になっているところであります。

ですので、今年度、令和6年度保険料の均一を目指しておりましたがけれども、やはり協議がなかなかうまくいかなかったということで、3年越しの見直しをしながら、今後また協議を続けて、均一に向かっていくということでまだ協議の最中でありまして。経過でありますけれども、これで報告したいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

私たち伊是名村は高齢化率が非常に高いということで保険税を負担する方たちが少ないということで、この内容を見ると、歳出では保険事業給付費が予算の約68%、1億7,000万円の負担に回っていると。及び各事業納付金が24%、6,100万円、その歳入を見ますと、県支出金が1億6,800万円余り、ほか国民健康保険税で2,300万円で、税収入はわずか9%なんです。

足りない分は、歳入財源、一般会計からの繰入金で賄っているというような状況が伺えます。

そういうことで、そういうのを抑えるためには、日頃からやっている健康予防、病気の予防、こういう事業が強化されることが一番課題でありますけれども、引き続き、こういう事業を網羅して、医療費の抑制に努めていけたらと思っております。

そういうことで、県下、全市町村を網羅しての組織ということであるわけですが、この保険料が、保険税が統一化、均一化されるということで、私たち市町村はメリット、デメリット、あるいはここに参加できない、したくないという市町村もあるかと思っております。保険料が高くなると、あるいは私たちにとって保険料は均一化されたら非常にいいわけですね。ということで、いま想定される保険税がどのぐらいに統一されるのか。もしおわかりになれば、いまの時点で、いま私たちの保険税が各みんな層があって変わるわけですけど、これが

統一化になると、非常にいい市町村もあるし、あるいはまた不利になる市町村もあるということも伺えますけれども、この辺、全町村そういう考えでもって参加する、しない、この辺の協議があるのか、もしおわかりになればよろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子君。

住民福祉課長（諸見美奈子君）

東江議員の質疑にお答えします。保険料の均一化ということで、いま伊是名村は保険税ということで、4方式という方式を取られており、所得割、均等割、平等割、資産割という試算で保険税を納めさせてもらっております。

今度、共同で均一化、統一される際には3方式という方式が取られまして、所得割、均等割、平等割ということで、この3つの方式を取り入れて全県統一、全国はもうされているんですけど、沖縄県内も統一する予定であります。

保険料については、伊是名村については、今回、資産割というのがなくなってきましたけれども、資産割がなくなる分、やはり所得の方の率の方がちょっと高くなるということで、全体的に医療費の格差と、そして利用料というのを県内調整してみっております。

大きい市町村は、いま保険料になっているんですけども、安い方向でいま保険料が納められております。税については、4方式なので、固定資産割が入ってきますので、所得がゼロであったとしても資産が入ってくると、資産割税で多くなっている状況です。これが統一化されると、3方式になるのはなるんですけども、やはりこの3方式の中の率というのが高くなりますので、沖縄県全体で見ますと、大きい市町村は安い中から高い方向にいきます。伊是名村、小さい離島については、高い方から低い方に行くんですけども、ただ率の方、人口割にしてしまうと、やはり非課税の方たちの保険税非課税、低所得者の方たちの保険税の方がちょっと高くなっていくという状況になっておりますので、いま伊是名村自体の保険税の率の方は、全県の率の中では低い率で試算されておりますので、今年度もそうなんですけど、うち国民健康保険税の協議会がありまして、協議会を通して段階的に上げていって均一に向かっていか

ないといけないという状況もありますので、いま基盤安定の財源の方で、一般財源から予算の方をいただいていますけど、それがなくなるように努めていけないといけないというルールもありますので、この辺から考えると、村も努力して保険税の方も少しずつ上げていって、均一に向かっていけないといけないという状況ではあります。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

内容がよくわかりました。さらに、この国民健康保険特別会計の予算内容についても非常に複雑で、私たちもわかりにくいような面がありますけど、今後勉強会もしながら、この保険医療特会の予算編成に無理のないような会計のあり方にもっていくような安定した予算運営をしていただきますように、以上質問を終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは、議案第11号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算について賛成の討論を行います。

同会計予算は、歳入歳出総額で2億5,238万2千円と、前年度比1,729万2千円、7.3%相当の増となっております。

歳入を見ますと、県支出金で1億8,600万円、一般会計繰入から3,400万円、全体からすると13%、その他国民健康保険税で9%、2,300万円ということで、歳入の大方財源は県支出金と一般会計からの繰入金になります。

歳出を見ますと、保険給付費が主になりまして、1億7,000万円、保険税納付金が6,100万円、全体の24%ということで、保険給付費に大方つぎ込まれているという状況になって、伊是名村がいかに高齢者に係る医療費の割合

が高いかというのが伺えます。

そのように、国民健康保険事業を取り巻く環境は非常に厳しさを増す中、同会計が安定に向けた保険税の徴収強化と、あるいは健康予防事業が強化されることが課題となりますので、なお一層、会計運営について頑張ってくださいということでもあります。

また、先程、課長の説明もありましたが、同事業会計が県内すべての市町村で構成された沖縄県国民健康保険事業運営協議会というのが結成されまして、これまで市町村ごとにまちまちであった保険税、保険料等が均一化されるという方針が令和10年度を目途に運営方針が進められているということでもあります。

今後、この動向に期待するものでありますので、ぜひ保険事業の運営、安定化に向けて頑張ってくださいと思ひまして、同会計予算には、賛成の立場で討論いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第11号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第11号・令和6年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午後 2時00分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3

議案第12号・令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第12号・令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明いたします。

令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,325万3千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円とします。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料で804万9千円、4款繰入金で519万3千円となっています。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で1,324万3千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較43万6千円の増額で、歳入については、前年度と比較して1款後期高齢者医療保険料で増額を見込んで93万3千円の増、4款繰入金で保険基盤安定繰入金の減額を見込んで49万7千円の減額となっています。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で保険料等負担金の増による43万6千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

議案第12号・令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計予算は、歳入歳出それぞれ1,325万3千円で、保険料、繰入金が主であります。高齢者の増加傾向の中、高齢者の自立支援や介護予防、地域支援事業の充実に努めていただくよう申し述べ、本特別会計予算に賛成の討論いたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号・令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第12号・令和6年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第13号・令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第13号・令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算の提案理由を説明

いたします。

簡易水道事業につきましては、令和6年4月から地方公営企業法の規定の一部を適用しますので、本年度より特別会計から公営企業会計へ移行いたしました。

以下、主な歳入歳出について、その収入、支出についての概要を説明いたします。

予算総則第2条における業務の予定量は、給水戸数766戸、年間総給水量29万2,000^m、一日平均給水量800^m。

主な建設改良事業として、配水管布設替え工事2億1,235万2千円。給水栓切替え工事1,200万円となっております。

予算総則第3条は、収益的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款簡易水道事業収益の予定額を1億5,285万3千円とするものでございます。

第1項営業収益は、水道料金で3,204万8千円、第2項営業外収益1億2,080万5千円は、主に一般会計繰入金を計上しております。

支出につきましては、第1款簡易水道事業費用の予定額を1億1,239万7千円とするものでございます。

第1項営業費用は、主に施設管理費用や人件費、原水及び浄水費で9,942万8千円、第2項営業外費用は公債費利子や過誤納還付金で939万9千円、第3項特別損失、又は消費税等で333万円を計上しております。

予算総則第4条、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款資本的収入の予定額を1億8,210万1千円とするものでございます。

第1項企業債で4,210万円、第2項補助金で国庫補助金1億4,000万1千円を計上しております。

支出につきましては、第1款資本的支出の予定額を2億3,898万8千円とするものでございます。

第1項建設改良費は、配水管布設替え工事や給水栓切替え工事等で2億2,450万3千円、第2項企業債償還金は、公債費元金で1,442万5千円を計上

しております。

令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

配水管工事が1億6,700万円余りあげられています。これは予定としては一括発注なのか、それとも二つするのか、その辺お聞きしたい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

東江源也議員のご質疑にお答えいたします。今回、配水管の布設替え工事、本管工事となりますが、これは伊是名区の方で予定をしております。新年度早々、県との補助金のやり取りを行いまして、交付決定が入り次第、すぐ発注となりますが、基本的に6月ぐらいを予定しているというところでございます。

発注については、一括で発注する予定としております。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

一括発注ということなんですけれども、以前からも言っているように、村内業者でできるようなものはなるべく努力し、分けて発注してもらった方が村内の業者もいろいろ助かると思うんですが、口酸っぱく言っても何ですので、なるべくそういう方向に向かって今後も工事のあり方を考えてもらえればいいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。3番、伊禮正隆議員。

3番(伊禮正隆議員)

議案第13号・令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年8月17日から海水淡水化処理された良質な水が供給開始されており、令和6年度は主に配水管布設替え工事と給水栓切替え工事となっております。安全に工事を行い、適正な管理に努めるよう希望いたしまして賛成の討論といたします。

議長(潮平そのみ)

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号・令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、議案第13号・令和6年度伊是名村簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第14号・令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第14号・令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算の提案理由を説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、令和6年4月から地方公営企業法の規定の一部を適用しますので、本年度より特別会計から公営企業会計へ移行いたしました。

以下、主な収入、支出について、その概要を説明いたします。

予算総則第2条における業務の予定量は、接続戸数657戸、年間総排水量26万5,063 m^3 、一日平均排水量726 m^3 となっております。

予算総則第3条は、収益的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入につきましては、第1款下水道事業収益の予定額を7,737万7千円とするものでございます。

第1項、営業収益は下水道料金で853万円、第2項営業外収益は、一般会計繰入金等で6,839万7千円、第3項特別利益45万円は消費税還付金を計上しております。

支出につきましては、第1款下水道事業費用の予定額を8,398万9千円とするものでございます。

第1項営業費用は、主に施設管理費用や人件費、減価償却費で8,211万5千円、第2項営業外費用は、公債費利子や過誤納金還付金で161万6千円、第3項特別損失は、地方消費税で17万8千円、第4項予備費で8万円を計上しております。

予算総則第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございますが、収入につきましては、本年度建設工事がございませんので、支出のみの計上となっております。

支出につきましては、第1款資本的支出の予定額を287万9千円とするものでございます。

第1項建設改良費は、汚水柵設置工事費等で10万1千円、第2項企業債償還金は、公債費元金で275万8千円、第5項予備費で2万円を計上しております。

令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願
いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

議案第14号・令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算に賛成の立場
で討論いたします。

令和6年度から公営企業法の適用により、官庁方式から複式簿記会計の方式
へ制度移行することから適切な所管課の会計運営に努めていただくことを申し
述べ、本会計予算に賛成の討論といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号・令和6年度伊是名村農業集落排水事業会計予算を採
決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第14号・令和6年度伊是名村農業集落排
水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第15号・令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を議題としま
す。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第15号・令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ982万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円といたします。

歳入につきましては、1款施設使用収入で982万4千円となっております。

歳出につきましては、1款事業費で821万9千円、2款予備費で160万8千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較321万円の減額で、歳入については前年度と比較して1款施設使用収入で57万6千円の減、2款繰越金で263万4千円の減額となっております。

歳出については、1款事業費で施設管理費の光熱費等481万7千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。6番、上原長良議員。

6 番（上原長良議員）

議案第 15 号・令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計は、歳入歳出それぞれ 982 万 7 千円となっておりますが、そのうち歳入の方では主に施設使用料、歳出においてはターミナル施設の維持管理費であります。

本ターミナルは、伊是名村の表玄関であり、村民や観光客が一番最初に目にし、利用する施設であり、気持ちよく施設利用ができるよう維持管理に取り組んでいる特会でありますので、大変重要であると思っております。

今後も適正な維持管理に努めるよう希望しまして、私は賛成の討論といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 15 号・令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第 15 号・令和 6 年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7

議案第 16 号・令和 6 年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第 16 号・令和 6 年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,620万8千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金金の借入の最高額は1億5,000万円、歳出予算の流用については、第3条のとおりといたします。

歳入につきましては、1款事業費で2億5,979万9千円、2款国庫支出金で2,916万3千円、3款県支出金で8,282万5千円、5款繰入金で7,343万5千円、7款諸収入で98万2千円となっています。

歳出につきましては、1款総務費で6,733万3千円、2款船舶費で3億5,856万3千円、3款公債費で1,823万8千円、6款予備費で207万2千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較1,804万8千円の増額で、歳入については前年度と比較して5款繰入金で2,220万7千円の増額となっています。

歳出については、1款総務費で人件費や光熱費等171万8千円の増、2款船舶費、修繕費等で1,525万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今年もドック費用が8,000万円余りあげられています。毎年ドックはあるんですけど、これは向こう1年間の安全運航のための整備ドックでなくてはならないものだと思います。

改めて、今年あった船のトラブル、船をストップさせたり、伊平屋の船を代

船、用船したりとか、かなり大きなトラブルだったと思いますけど、どういったものだったのかちょっと聞かれたりしたんですけど、改めてそのときのトラブルの内容をお伺いします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、末吉長吉君。

商工観光課長（末吉長吉君）

ご説明します。正式な名前はちょっと忘れてはいるんですけど、大まかな仕組みとして、まず大きなものがエンジンのギアにあたる部分の歯車とといいますか、それが経年劣化によってうまくかみ合わないという状態になりまして、溝があるんですけど、その溝を溶接してうまくはまるように修繕しました。

この修繕はしたんですけど、この膨らみとといいますか、そこにまたセンサーがあるんです。これはエンジンのセンサーなんですけど、それを削ってしまって、そのセンサー自体が削られていって、誤作動を起こしまして、伊平屋の急きょ代船を要請したのは、一旦運天港でこのギアの部分の修理を行って船を出したんですけど、右舷側の出力が上がってこないと、それで急きょ運天港に引き返して、メーカーさんとのやり取りをしながら、メーカーさんに運天港に来ていただいて、そしたらこのセンサーの部分が削られて誤作動を起こしたと、それをまた取替えまして、出港するという形にはなったんですけど、その前にそういうのが発覚しまして、急きょ村民に迷惑をかけられないということで、伊平屋の方と連絡を取り合ってお願ひしまして、伊平屋の船を急きょ用船したという経緯がございます。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

わかりました。航海中にそういったトラブルがあった場合は大変困りますので、しっかりした整備を行ってもらいたいと思います。

また、急きょ伊平屋の船を用船したことは大変良かったんだと思います。これには感謝いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江源也議員。

5番(東江源也議員)

議案第16号・令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算について、歳入歳出総額4億4,620万8千円に賛成の立場で討論いたします。

新型コロナが5類になり、通常の生活が戻りつつあります。しかし物価上昇、燃料高と回復傾向にはありません。船の運航は島と本島を結ぶ唯一の生活航路であります。安全第一で安心安全運航を心がけて、これからも頑張ってもらいますよう、お願いいたします。以上、賛成の討論といたします。

議長(潮平そのみ)

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号・令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、議案第16号・令和6年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第17号・令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第17号・令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算は、予算総則第1条に定めるとお

りいたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850万9千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりいたします。

歳入につきましては、2款寄附金で100万円、3款繰入金で262万9千円、5款諸収入で487万8千円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で40万6千円、2款事業費で760万2千円、4款予備費で50万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較4万8千円の減額で、歳入については3款繰入金で育英基金繰入金47万4千円の減、5款諸収入で貸付金元金収入66万2千円の増、貸付金過年度収入23万6千円の減額となっております。

歳出については、1款総務費で貸付金徴収業務を民間業者へ委託する費用として4万8千円の減額となっております。

令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和6年3月12日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

それでは、私の方から議案第17号・令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

村長の施政方針で述べられましたように、育英事業は向学心に富み、優れた素質を有する学生、生徒が安心して勉学に励むことができるよう、給付、貸付を行う重要な事業であり、昨今は物価高騰、光熱費高騰等があり、生活する上

で様々な影響を受けています。

本会計は、本村の将来を担う人材育成のための資金援助を行う重要な会計であります。

本年度は11名全員の高校合格がございました。今後もその子どもたちの支援に寄与することを願い、私は賛成の討論といたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号・令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第17号・令和6年度伊是名村育英事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9

発議第1号・伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

発議第1号

伊是名村議会議長 潮平 そのみ殿

提出者 伊是名村議会議員 伊 禮 正 徳

賛成者 同 上 東 江 清 和

伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を別添のとおり、地方自治法第112条及び伊是名村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

伊是名村特別職の職員の期末手当の支給率等の改正に伴い、特別職の職員に準じる議会議員の支給率等を改正する必要があるとあり、本案を提出します。

なお、条例の改正内容は、別紙のとおりとなっていますので、お目通し願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第1号・伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号・伊是名村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時51分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第10

同意第1号・教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

同意第1号・教育長の任命について。

伊是名村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

氏名、照屋 巧。年齢、65歳。住所、伊是名村字仲田。

令和6年3月14日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、教育長照屋巧氏が、令和6年3月31日で任期満了となることに伴い、同氏を教育長に任命したいので本案を提出します。以上、よろしく願います。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

2日前の3月14日(木曜日)の夕方に教育長の任命を村長の方から聞いて、本朝、議案書を受け取りました。

村長も大変悩まれたと推察いたします。そこで、お伺いします。積極的選択と消極的な選択という言葉があるかなと思います。積極的選択、この人じゃないとダメだと、この人しかいないという選択と、あと消極的な選択、この中だったらこの人しかいない、しょうがないかという選択があるかなと思います。

積極的選択の例としまして、副村長の高良和彦副村長の任命のときは、そうだったかなと思います。1年不在でも村長の当時の穏やかな口調の中にも人選理由を聞いたら、内なる強い意思を感じました。

今回は、どういった選択だったのか、お聞かせ下さい。

議長(潮平そのみ)

村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

正直申しまして、いま積極的選択なのか、消極的選択だったのかということには、それにどう答えていいのか、私も大変戸惑っているところではございま

す。

まず、この経歴を見てもということ、本人、学校教育に関して現職から、そして教頭、校長と経験された方でありまして、学校教育行政等、そういうことに関しては本当に長けているベテランだと私は評価しております。

それで本人とも話したんですが、学校教育だけでこれまで過ごしてきた関係上、どうしても教育関係の一般行政ですか、そういうのには疎くてということは本人もおっしゃってありました。

そういうことで、就任当初は大変戸惑いというか、慣れるまで大変だったというお話も聞いておりました。

そういうことも踏まえますと、また別の人選も考えた方がいいのかなという思いもありましたけれども、でも、本人も過去4年間の経験をもってある程度慣れてきたということで、頑張れるような話も私は伺いましたので、彼にぜひお願いしたいということで、今回またお願いをした次第であります。答弁になったかどうかわかりませんが、以上です。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

3月3日、県議会議員の仲里全孝先生の事務所でとっても有意義なお話を聞かせてもらいました。

1年、2年、勉強するために、勉強しながら頑張りますんじゃないだよと、即戦力を求めているんだよというお話があって、大変私感銘を受けました。

教育畑で来て、長い経験積まれてきたと思います。それは十分私も感じております。私は、1年半この議会の場で提言してきて、必要なのは行動力とか、熱意とか、あと気配り、心配り、私は何とか解決できる課題とかあるのではないのかなというふうに感じています。

なので気配り、行動力、熱意、気配り、心配り、これを今後発揮していつてもらいたいという要望を、心配りの面から言いますと、来週月曜日、小学校の卒業式があります。私は、社協から小学校の正門までの歩道が草とか、落ち葉で汚れているんです。これを見て、本当に教育長も問われていると思いますし、

教育委員会の皆様も何をしているのかなど、まずそこら辺が重要ではないかなと感じております。

なので、村長がこういったふうに任命していますので、さらに行動力と熱意を併せ持って取り組んでいてもらいたいと要望いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号・教育長の任命については、討論を省略することに決定しました。

これから同意第1号・教育長の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

この採決を行う議員は、7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番高良真伊議員及び2番東江清和議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、兼元清永君。

事務局長（兼元清永君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

1 番高良真伊議員、2 番東江清和議員、3 番伊禮正隆議員、5 番東江源也議員、6 番上原長良議員、7 番前川秀和議員、8 番伊禮正徳議員。

議長（潮平そのみ）

投票漏れはありませんか。

（な し）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。高良真伊議員及び東江清和議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

開票結果を報告します。投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 5 票、反対 2 票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第 1 号・教育長の任命については、同意することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 3 時 0 6 分

再開 午後 3 時 0 7 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第 1 1

同意第 2 号・教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

同意第 2 号・教育委員会委員の任命について。

伊是名村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、長尾瑞紀。住所、伊是名村字諸見。年齢、40歳。

令和6年3月14日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、教育委員会委員の任期満了(令和6年3月31日)に伴い、委員を任命する必要がある、本案を提出します。よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第2号・教育委員会委員の任命については、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第2号・教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

この採決を行う議員は、7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番伊禮正隆議員及び5番東江源也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、兼元清永君。

事務局長（兼元清永君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

1 番高良真伊議員、2 番東江清和議員、3 番伊禮正隆議員、5 番東江源也議員、6 番上原長良議員、7 番前川秀和議員、8 番伊禮正徳議員。

議長（潮平そのみ）

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。伊禮正隆議員及び東江源也議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

開票結果を報告します。投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 7 票、反対 0 票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第 2 号・教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第 1 2

諮問第 1 号・人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

諮問第 1 号・人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めます。

住所、島尻郡伊是名村字諸見 7 番地。氏名、高良さゆり。年齢、62 歳。

令和6年3月14日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、人権擁護委員を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

3月12日から4日間の日程で行いました令和6年第1回伊是名村議会定例会は、予定されていましたが議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに、感謝申し上げます。

これで、令和6年第1回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後3時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員